

第4次芦屋市地域福祉計画

【素案】

令和3年(2021年)11月

芦屋市

目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1 地域福祉計画とは	1
2 計画策定の背景と趣旨	2
（1）社会情勢，環境	2
（2）地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正	2
（3）重層的支援体制整備事業の取組	3
（4）成年後見制度の利用促進	3
（5）再犯防止の推進	3
（6）その他国の動向等	4
（7）策定の趣旨	4
3 計画の位置付け	5
（1）法的な位置付け	5
（2）他計画との関係	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定方法	6
（1）策定のための審議	6
（2）具体的な内容の検討	6
（3）幅広い市民の意見やニーズの把握	7
第2章 データに見る市の現状	9
1 人口動向（人口推計）	9
2 介護認定者の状況（要支援・要介護認定者の状況）	10
3 障がいのある人の状況（障がい者手帳所持者数の推移）	11
4 ひとり親世帯の状況（ひとり親世帯数の推移）	12
5 生活困窮に関する状況（生活困窮に関する新規相談受付件数）	13
6 生活保護世帯の状況（生活保護世帯数等の推移）	13
第3章 計画の目指す方向	15
1 基本理念	15
2 計画の目標と体系	16
（1）推進目標	16
（2）取組の方向性	18
（3）計画の体系	19
（4）施策の関連図	20
3 地域の範囲	21
第4章 取組の推進方針	23
A 地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備	23
施策1 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備	24

施策2	地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援 ※「成年後見制度利用促進計画」	26
施策3	地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化	28
施策4	地域共生推進に向けた庁内連携の強化	30
施策5	計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に）	32
	Aの推進のための主な関係課	34
B	公民協働による地域福祉プログラムの展開	35
施策6	全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり	36
施策7	地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり	38
施策8	地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進	40
施策9	地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進	42
施策10	社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進	44
	Bの推進のための主な関係課	46
C	市民主体の地域福祉活動の推進	47
施策11	ボランティア活動支援と福祉学習の充実	48
施策12	地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進	50
施策13	ちょっとした支え合いの仕組みの充実	52
施策14	身近な地域での福祉活動の推進	54
施策15	社会福祉協議会による活動支援機能の強化	56
	Cの推進のための主な関係課	58
D	地域福祉とまちづくりの融合の推進	59
施策16	地域福祉とまちづくりのネットワークづくり	60
施策17	「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化	62
施策18	災害に強い安全・安心なまちづくりの推進 ※「再犯防止推進計画」	64
施策19	まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進	68
施策20	人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり	70
	Dの推進のための主な関係課	72
第5章	計画の推進	73
1	計画の推進体制	73
2	計画の進行管理・評価	73
資料編		74
1	計画策定関係法令	74
2	計画策定の経過	75
3	規則・要綱等	76
4	委員名簿	80
5	第3次芦屋市地域福祉計画の評価まとめ	84
6	検討チームからの意見まとめ	85
7	用語の説明	86

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉とは、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるあらゆる人が「我が事」として力をあわせてともに生き、ともに支え合い、生活をともに楽しむ地域をつくりあげていくことです。

地域福祉の考えは、その地域に暮らす・働く・関わりがある人、団体、学校園、企業など、全ての人が主役です。

そのため、本市の第4次地域福祉計画では、「ちいき」の力をあわせて、私たちの「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくることを目指し、みんなが主体的に取り組を進める計画として推進していきます。

■地域福祉とは・・・

「ちいき」の力をあわせて、わたしたちの
「ふ」だんの
「く」らしの
「し」あわせをつくること

2 計画策定の背景と趣旨

(1) 社会情勢，環境

わが国は，少子高齢化が進むとともに人口減少が本格化してきており，社会経済の担い手が減少し，地域の活力や持続可能性を脅かす課題となっています。また，ICTの急速な発達，グローバル化，価値観の変化・多様化などにより，人々の暮らしや働き方，考え方が大きく変化してきています。

こうした社会構造の変化などを背景として，地域・家庭・職場といった生活の様々な場において支え合いの基盤が弱まってきており，人々が暮らしていく上での課題は，80歳代の高齢者である親が50歳代の中老年のひきこもりの子の生活を支える「8050問題」，介護と育児を同時に担う「ダブルケア」，本来大人が担うような家族の世話や家事を子どもが担う「ヤングケアラー」など，複雑化・複合化するとともに，「生きづらさ」も多様化してきています。また，介護保険制度，障がい者支援制度，子ども・子育て支援制度等，単一の専門分野の制度利用や支援だけでは解決が困難なケースも増加しており，「支援の難しさ」も大きな課題と言えます。

さらに，新型コロナウイルス感染症の影響により，失業の増加，外出機会や交流の制限による諸課題への対応が求められるとともに，従来型の生活様式からの転換が迫られており，暮らしにおける人と人とのつながりを再構築し，孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会にしていくことが，強く求められています。

(2) 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正

地域共生社会とは，制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超え，互いに支え合い，世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに築いていくことができる社会のことです。人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ，「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年（2016年）6月2日閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれました。

厚生労働省では，「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年（2017年）2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて改革が進められ，平成29年（2017年）6月には，社会福祉法が一部改正されました（平成30年（2018年）4月施行）。この法改正により，地域福祉の理念に加え，地域共生社会の実現に向けて市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また，地域福祉計画の策定については市町村の努力義務となり，福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置付けられました。

さらに，令和2年（2020年）6月の社会福祉法の改正では，市町村が包括的な支援体制を整えるため，「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行っていく「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

(3) 重層的支援体制整備事業の取組

重層的支援体制整備事業は、属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う包括的な支援体制を整備し、重層的なセーフティネットをつくることを目指す事業です。支援の対象者も、福祉、保健医療、住まい、就労、教育、孤立などの課題を抱える全ての市民であり、属性は問わず、どのように支援体制を整えていくかは、各市区町村が具体的な取組を検討し、地域の実情にあった方法で進めていくこととなります。

この事業を進め、各分野の支援体制の連携が強化されていくことで、支援を必要とする人がより適切な支援や制度に繋がるようになり、参加のための支援や人と人とのつながりを地域につくっていくことで、深刻化するケースを未然に防ぐことができるようになると考えられています。

また、日ごろ支援を行っている福祉の専門職や団体にとっては、支援者同士のネットワークが強化されることで、対象者の抱える生活課題の全てを1か所で抱え込む必要がなくなり、負担が軽減されるようになります。

本市は、令和4年度(2022年度)から重層的支援体制整備事業を本格的に進めていきます。既に取り組んでいる相談支援や地域づくり支援等の拡充を図り、①アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと、②本人や世帯を包括的に受け止め支えること、③本人を中心に本人の力を引き出す観点で行われること、④信頼関係をもとに継続的に行われること、⑤地域住民のつながりや関係性づくりを行うことを理念とし、実施していきます。

(4) 成年後見制度の利用促進

平成28年(2016年)5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、政府が定めた基本計画を勘案し、市町村において成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

現在、国の「成年後見制度利用促進基本計画(～令和3年度(～2021年度))」の見直しの議論が、次期基本計画(令和4年度～(2022年度～))の策定に向けて専門家会議によって精力的に行われています。成年後見支援や成年後見制度利用促進ではなく、意思決定支援や権利侵害の回復支援、自立生活と地域社会への包容を視野に入れた権利擁護支援の理念をもとに、地域共生社会の実現にも寄与する基本計画の方向性が中間とりまとめのなかで示されています。既に本市では権利擁護支援センターを先行して設置し、支援の実績を積み重ねてきていることを踏まえ、地域福祉計画の項目のなかで、これまで以上に地域共生のための支援に貢献できる施策を充実させることが求められています。

(5) 再犯防止の推進

平成28年(2016年)12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画を定めるよう努めるものとされました。その後、令和元年(2019年)12月には、再犯防止推進計画加速化プランが策定され、再犯防止施策のうち、より重点的に取り組むべき課題の一つとして、地方公共団体との連携強化の推進が掲げられました。犯罪や非行を

した人の中には、安定した仕事がない、貧困や病気、身寄りがいないなど地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在するため、犯罪や非行からの立ち直りには、地域社会の温かい見守りや安定した生活を送るための支援が必要とされています。

(6) その他国の動向等

平成27年(2015年)4月に「子ども・子育て支援新制度」が開始され、地域の子ども・子育て支援の充実が図られてきていることや、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の平成30年(2018年)及び令和2年(2020年)の改正により、基本理念として「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」が明記されるとともに「心のバリアフリー」などソフト面の推進が強化されるなど、各分野において制度の整備が図られてきています。

また、本市では、「障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を制定(令和3年(2021年)1月1日施行)し、全ての市民が障がいの有無で分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら共生する地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

(7) 策定の趣旨

本市では、平成19年(2007年)3月に地域福祉計画を策定し、5年ごとに見直しを図りつつ計画に基づく活動や事業を展開してきました。平成24年(2012年)を開始年度とする第2次地域福祉計画からは、地域福祉計画を「保健福祉のマスタープラン」と位置付け、芦屋市社会福祉協議会(以下、「社会福祉協議会」という。)が策定する「地域福祉推進計画」とも連動させながら推進してきました。

これまで、相談支援の取組については、庁内関係課や関係機関との調整を行うトータルサポート機能と、保健福祉センターでは属性を問わず相談を受け付ける総合相談窓口の設置や、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施することで、属性や分野の狭間への支援に取り組んできました。また、地域づくりに向けた取組としては、芦屋市創生総合戦略とも連動し、公民協働でのプロジェクトに取り組む「地域福祉アクションプログラム推進協議会」、地域住民との協働の基盤となる「地域発信型ネットワーク」や、企業・団体等との連携により地域課題の解決を目指す「こえる場!」において具体的な活動に取り組んでいます。

第4次地域福祉計画においては、第3次計画における取組を継承・発展させながら、本市の地域福祉をとりまく状況の変化や国の動向を踏まえ、以下の4つの目的をもって策定します。

- ア 第3次地域福祉計画の評価をもとに、継続・充実が必要な事業や課題に計画的に取り組む
- イ 地域共生社会の実現に向けて、多様な人・組織が「できること」や「したいこと」で地域福祉に参加できるような仕組みづくりを進めていく
- ウ 重層的支援体制整備事業の実施による、庁内外の連携や専門職等の多機関協働などの体制づくりを進めていく
- エ 成年後見制度の利用促進及び再犯防止の推進について計画項目として盛り込む

3 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

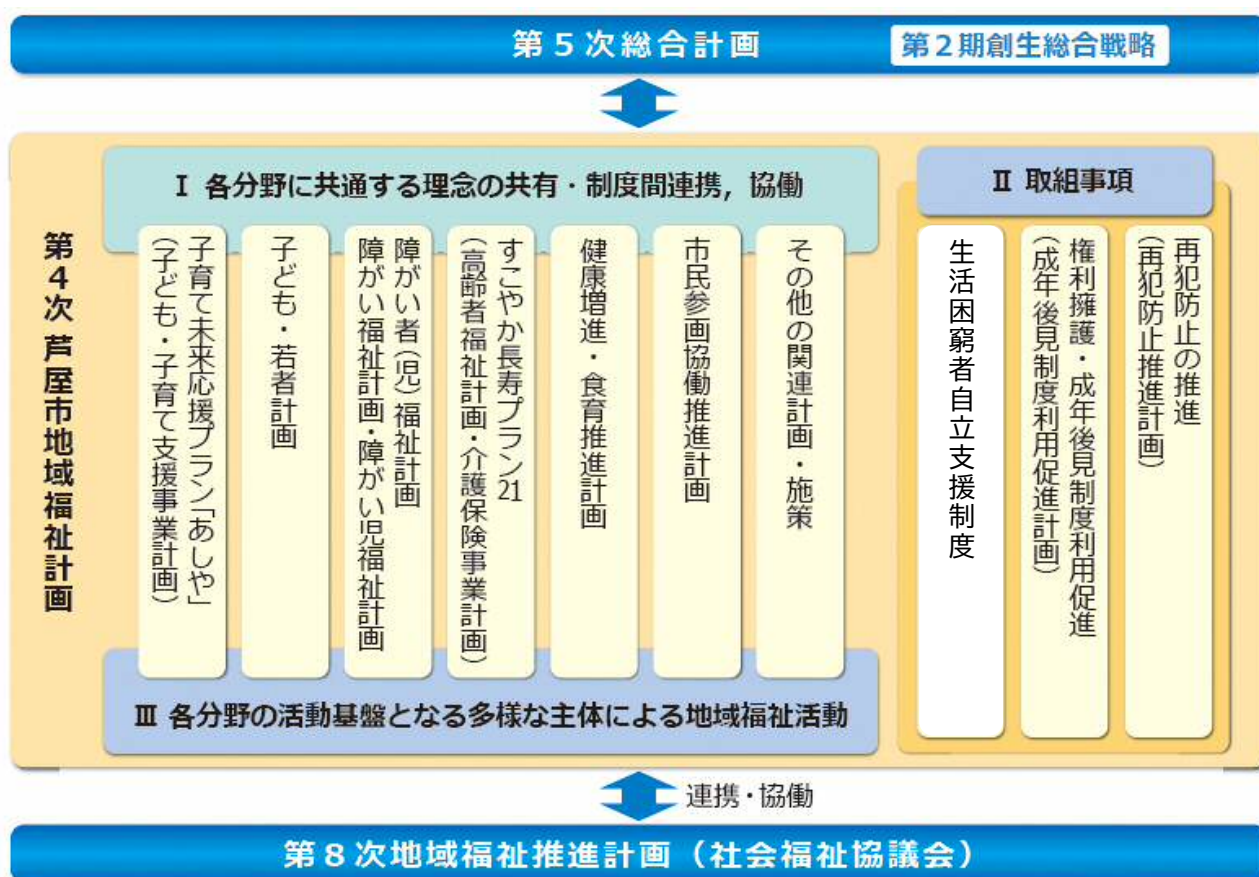
本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画に位置付けられます。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の促進に関する法律第 8 条に規定する「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」の策定が努力義務とされたことから、第 4 次では、この 2 つの計画を包含する計画として策定しました。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市の地域福祉推進の基本的な指針となる計画です。本市のまちづくりの基本方針である「芦屋市総合計画」の部門別計画として、他の部門と連携を図りながら、地域福祉の視点でのまちづくりを推進するほか、人口減少への歯止めをかけ、魅力あるまちづくりを進めるための「芦屋市創生総合戦略」とも連動させて推進します。

また、地域福祉を総合的に推進していくための「保健福祉のマスタープラン」として、関連する各分野別計画と連動させ、協働による相互の効果的な施策の推進を目指します。

また、地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会が策定する「第 8 次地域福祉推進計画」とも連動し、公民協働のもとでの地域福祉を積極的に推進していきます。



4 計画の期間

計画の期間は令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、社会情勢や制度の見直しなど、状況が大きく変化した場合には、計画の期間中においても必要な見直しを行うこととします。

5 計画の策定方法

本市では、附属機関である社会福祉審議会に置かれた部会（以下、「地域福祉部会」という。）が地域福祉計画の策定を担いますが、幅広い世代や立場の市民及び関係者の参加と協働を図り、計画の実行性と推進体制を充実するため、市民会議や検討チームによる検討会が地域福祉部会を補完する形で策定作業を行いました。

また、広く市民の意見を反映した計画とするため、市民意識調査や市民意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

（1）策定のための審議

ア 社会福祉審議会・地域福祉部会等による審議

地域福祉計画が福祉分野の「上位計画」として位置付けられた平成30年（2018年）4月施行の社会福祉法の改正を踏まえ、計画の策定は従前の策定委員会ではなく、地域福祉部会が担うこととなりました。まず、地域福祉部会において第3次地域福祉計画の評価を行い、継続・充実が必要な事業や課題について第4次計画の施策と関連づけ推進していくことを確認しました。次に、社会福祉法の改正、第3次地域福祉計画の評価、本市の現状等を勘案しながら本計画の原案を策定し、地域福祉計画推進本部及び社会福祉審議会での審議を経て、計画を策定しています。

（2）具体的な内容の検討

ア 地域の福祉を話し合う市民会議

本市では、地域福祉計画の策定時に、ワークショップによる市民会議を開催し、地域福祉に関わる様々な市民の声を計画に反映することを大切にしてきました。今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模を縮小して開催しました。

市と社会福祉協議会が協働で企画・運営し、公募委員、福祉関係団体、ボランティア団体等のほか、地域支え合い推進員（制度上では「生活支援コーディネーター」とされていますが、本市では「地域支え合い推進員」の名称で活動しています。）も参加し、「芦屋をこんなまちにしたい」という思いを共有し、意見を出し合いました。「身近な地域で気軽に行ける居場所が必要」、「声掛けやあいさつでご近所同士の関係づくりをすることが大切」、「活動の主催

者も参加者も楽しい環境をつくる」など、多くの意見やアイデアが出されました。

イ 検討チームによる検討会

本計画に取り入れるべき内容を、より具体的に検討していくため、調査、検討、協議する場を地域福祉部会の下部組織として、幅広い世代や立場の市民、法人・団体、関係機関、市職員等から構成される検討チームを組織しました。

検討チームはテーマごとに、A・B-1・B-2・Cの4つのチームに分け、具体的な企画・運営は市民会議と同様、市と社会福祉協議会が協働で担いました。

<各チームのテーマ>

- Aチーム 市民参加による行政・専門職との協働活動の充実について
- Bチーム 重層的な支援体制整備に向けた既存事業や体制の見直しについて
 - B-1 生活困窮者自立支援制度及び権利擁護支援について
 - B-2 生活支援体制整備事業について
- Cチーム 多様な主体の参加につながるまちづくりの仕組みについて

検討結果を地域福祉部会において共有し、本計画に反映しました。

協働先の社会福祉協議会はもちろん、様々な人が参加し検討した実績は、重層的支援体制整備事業の基となり、協働や連携の重要性の意識が高まるという成果を得ることができました。

(3) 幅広い市民の意見やニーズの把握

ア 市民意識調査

本計画の策定にあたり、市民が地域とどう関わっているのか、地域福祉活動に関する考え、市の施策に対する意見などについて把握し、より多くの意見を施策の推進に役立てるため、市民意識調査を実施しました。

- 実施期間 令和3年(2021年)2月5日から26日までの3週間
- 対象者 市内在住の18歳以上の方から無作為抽出した3,000人
- 有効回収率 54.0%

イ 市民意見の募集(パブリックコメント)

市民の意見や声を広く計画に反映していくため、令和3年(2021年)12月17日から令和4年(2022年)1月25日にかけて意見募集(パブリックコメント)を実施します。

第4次芦屋市地域福祉計画策定体制



第2章 データに見る市の現状

1 人口動向（人口推計）

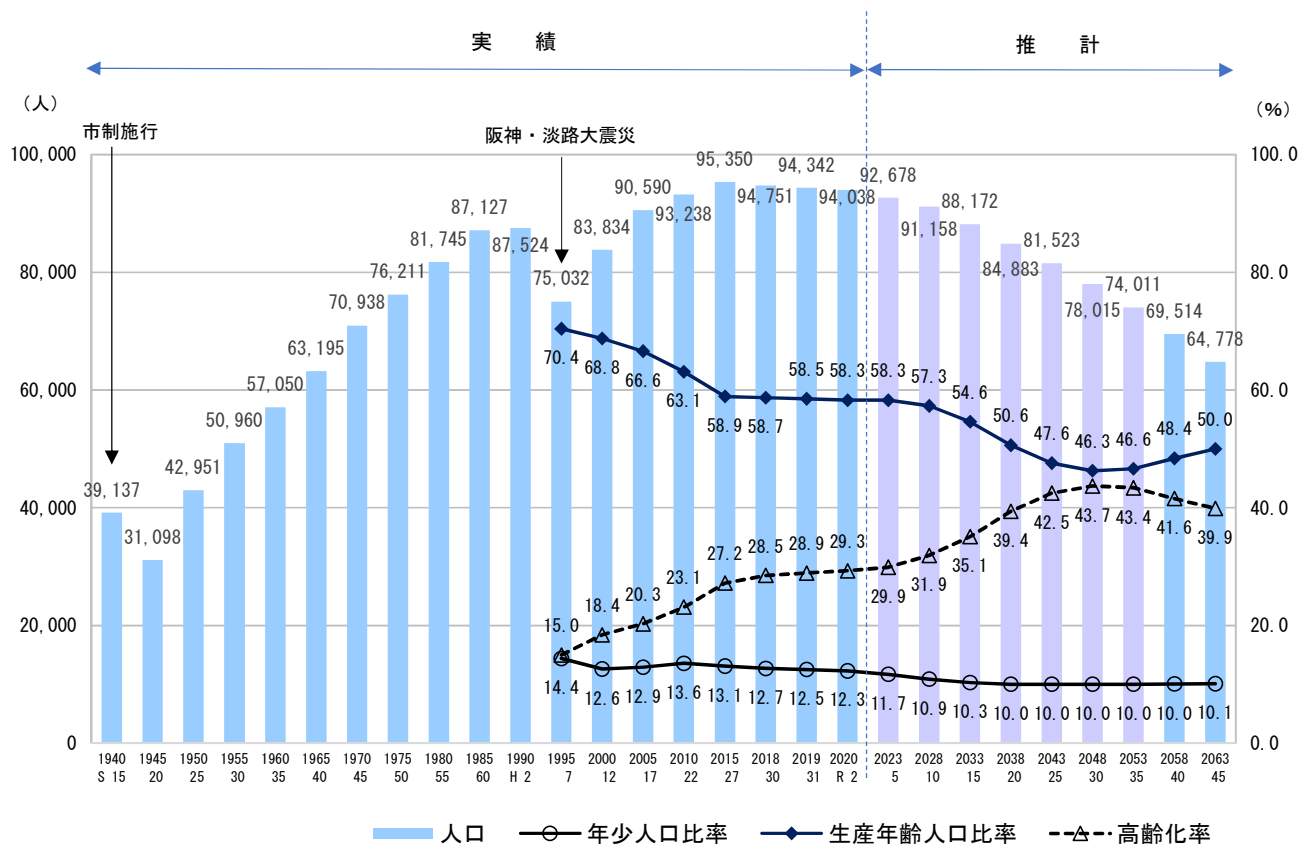
本市の人口は、昭和20年（1945年）から平成2年（1990年）まで増加傾向で推移し、昭和63年（1988年）には88,623人とピークを迎えましたが、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災で75,032人まで減少しました。その後、再び増加傾向にありましたが、平成27年（2015年）の95,350人を最大として、現在はほぼ横ばいで推移しています。

将来人口推計によると、今後、人口減少傾向が続き、令和15年（2033年）には約88,200人と震災前のピーク人口まで減少し、高齢化率は35%を超える見込みとなっています。

平成7年（1995年）以降の年齢3区別の人口比率をみると、0～14歳の年少人口比率および15～64歳の生産年齢人口比率は低下傾向である一方、65歳以上の高齢者人口比率は令和30年（2048年）まで上昇が続く見込みとなっています。

人口減少、少子高齢化が進むことにより、働き手世代の減少による地域活力の低下、医療・介護等の社会保障関係の一人当たりの負担が増加するなど、生活に様々な影響が生じると考えられます。

■ 芦屋市の人口の推移・将来予測

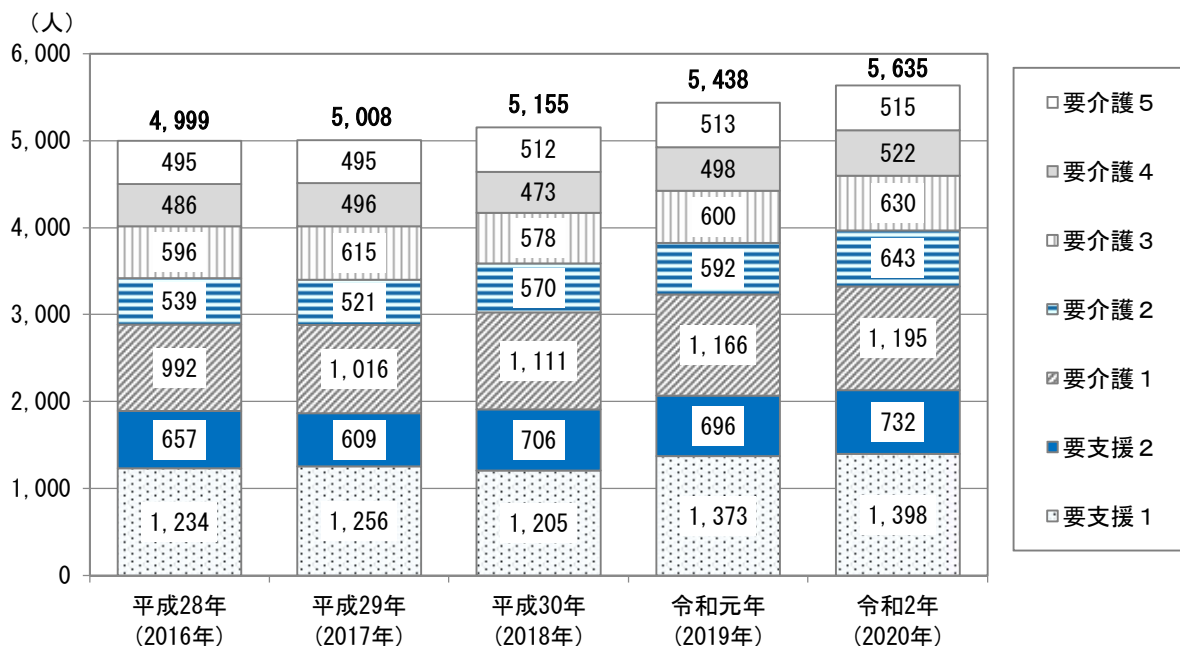


資料：国勢調査（1940年～2015年）、国勢調査をもとに住民基本台帳人口を用い推計（2018年～2020年）、芦屋市推計（2023年～2063年）

2 介護認定者の状況（要支援・要介護認定者の状況）

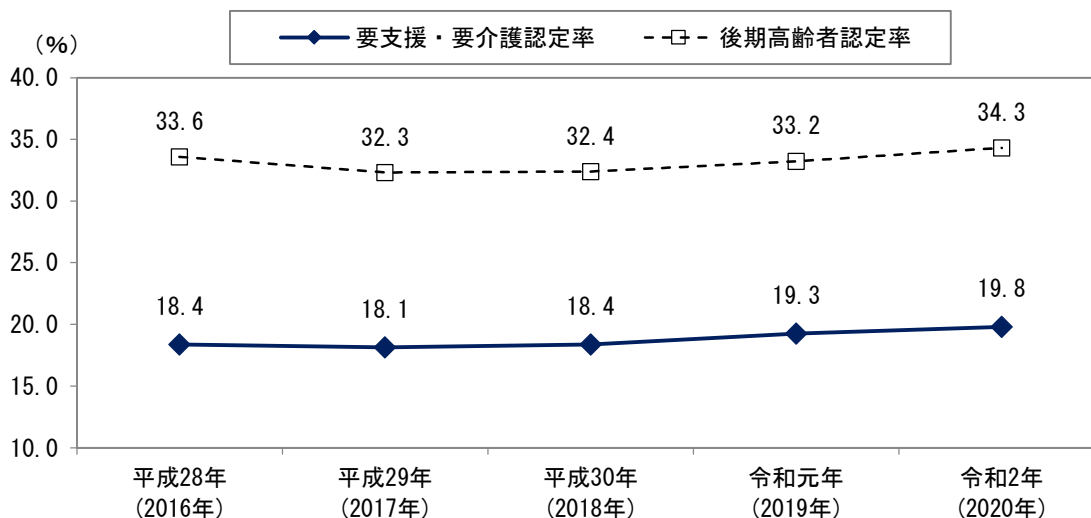
要支援・要介護認定者の総数は年々増加しており、令和2年（2020年）に5,635人となっています。要支援・要介護度別にみると、5年間を通して要支援1が最も多く、令和2年（2020年）に1,398人となっており、要支援・要介護認定者数の24.8%となっています。また、近年の要支援・要介護認定率は、上昇傾向にあり、令和2年（2020年）に19.8%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移(総数)



資料：厚生労働省「介護保険状況報告」（各年9月月報）

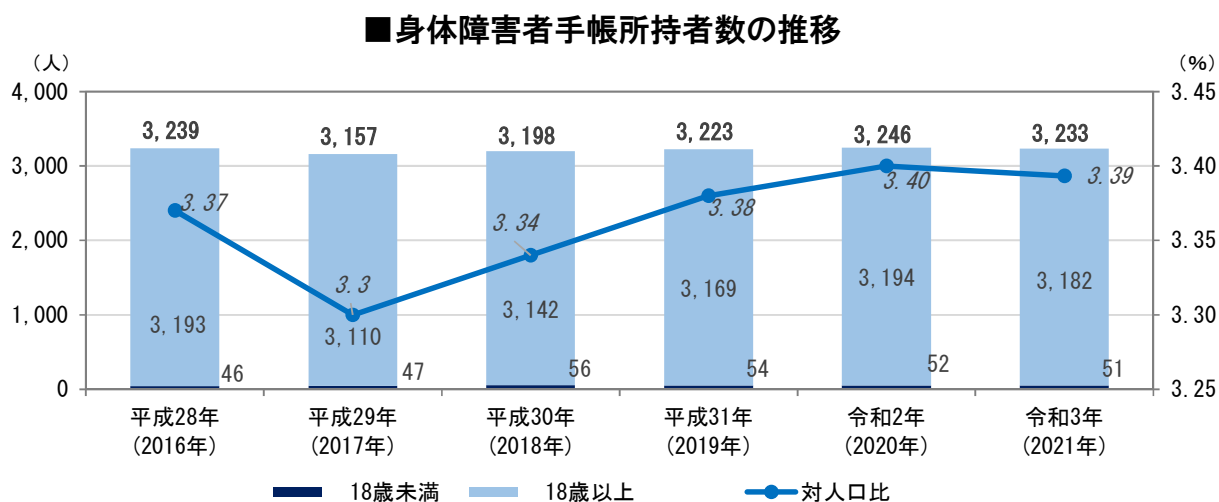
■要支援・要介護認定率の推移(第1号被保険者)



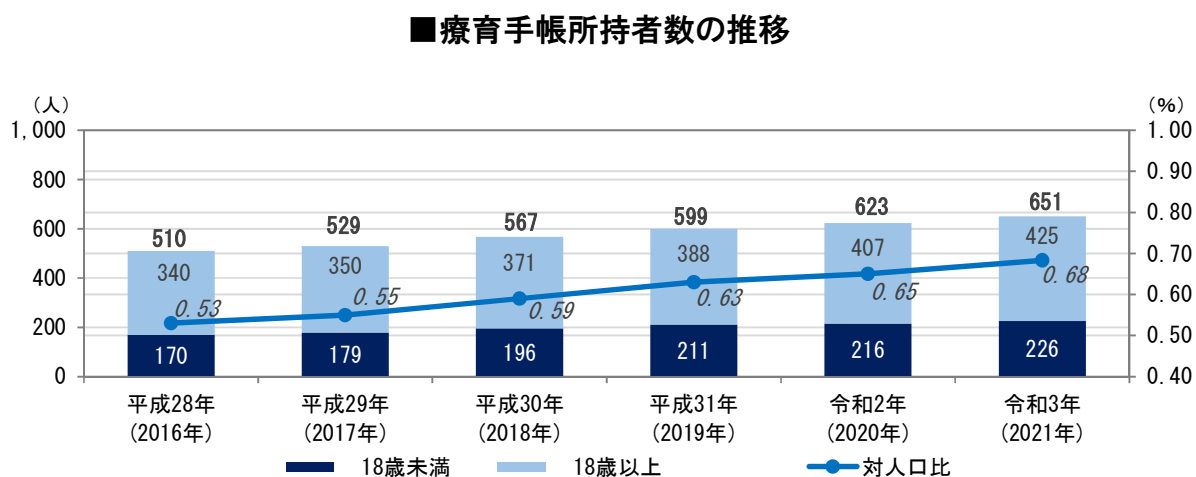
資料：厚生労働省「介護保険状況報告」（各年9月月報）

3 障がいのある人の状況（障がい者手帳所持者数の推移）

近年の障がいのある人の状況について主に手帳所持者数でみると、身体障害者手帳所持者は3,200人前後の推移とおおむね横ばいですが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しています。対人口比をみると、身体障害者手帳所持者数は平成29年（2017年）より上昇が続き、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成28年（2016年）より上昇し続けています。

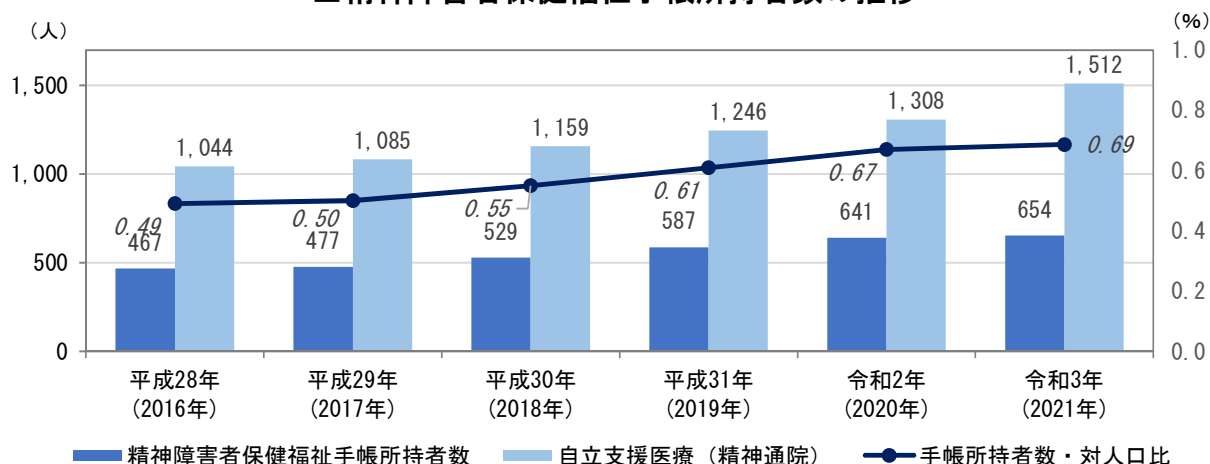


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

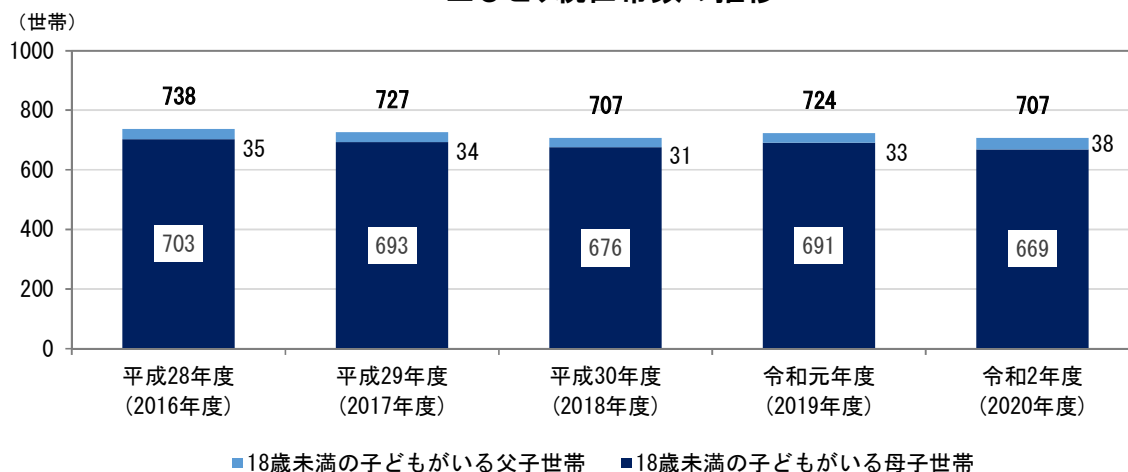


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

4 ひとり親世帯の状況（ひとり親世帯数の推移）

ひとり親世帯数は平成28年度（2016年度）に738世帯でしたが、増減を経て、令和2年度（2020年度）に707世帯となっています。母子世帯・父子世帯それぞれの世帯数は、年度により変動がみられます。おおむね父子世帯は各年度30世帯台で推移し、令和2年度（2020年度）に38世帯と5年間では最も多くなっています。一方、母子世帯は増減を経て令和2年度（2020年度）に669世帯と5年間では最も少なくなっています。

■ひとり親世帯数の推移

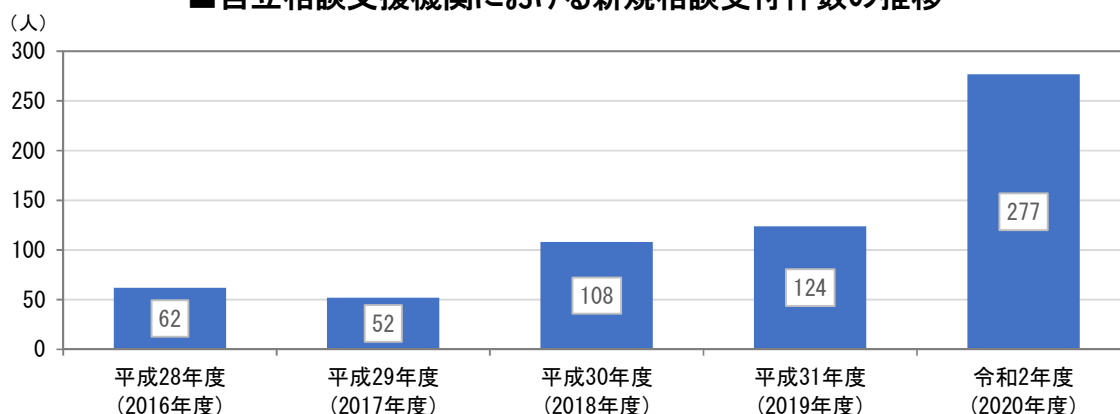


資料：事務報告書（各年度末現在）

5 生活困窮に関する状況（生活困窮に関する新規相談受付件数）

自立相談支援機関における新規相談件数は、平成28年度（2016年度）から29年度（2017年度）にかけて若干の減少がみられましたが、平成30年度（2018年度）は増加に転じました。この年、関係機関への窓口周知、総合相談窓口での生活困窮者自立相談支援事業へのつなぎ方を見直したことが影響しています。令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に増加し277件となっています。

■ 自立相談支援機関における新規相談受付件数の推移



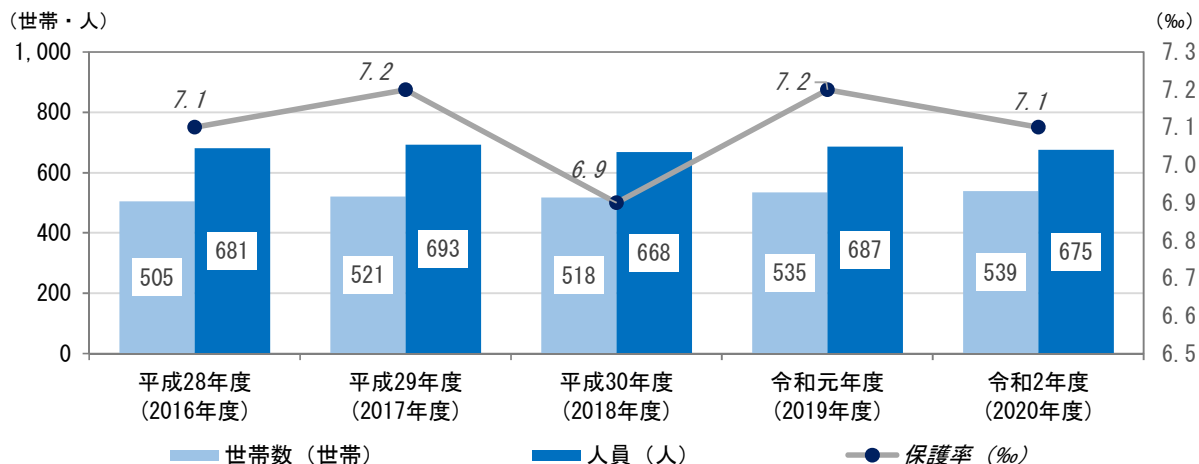
資料：事務報告書（各年度未現在）

6 生活保護世帯の状況（生活保護世帯数等の推移）

生活保護世帯数は平成28年度（2016年度）に505世帯でしたが、令和2年度（2020年度）には539世帯となっており、年度による変動はあるものの5年前より増加しています。一方、人員数は増減を繰り返し令和2年度（2020年度）に675人となっています。

保護率は、5年前と同じく7.1%となっています。

■ 生活保護世帯数等の推移



資料：事務報告書（各年度未現在）

第3章 計画の目指す方向

1 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の人、生活に困窮している人、生きづらさを抱えている人など、様々な人が生活しており、抱える困りごとにも複雑化・複合化してきています。また、社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。

誰もが自分らしく心地よく暮らせる地域共生社会の実現に向け、第5次芦屋市総合計画の施策目標4「あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる」との整合を図り、本計画では、以下のように基本理念を定めます。

みんなの参加と協働により、
誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます

- 芦屋市に暮らす・関わる人、団体、企業などあらゆる人が、暮らし、学び、働き、楽しむ「自分のまち」の未来を考え、「まちづくり」に参加することを目指します。
- 「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、みんながそれぞれにできることで役割を持ち、力をあわせて様々な困りごとの解決を目指します。
- 誰もが自分らしく心地よく暮らしていけるよう、人と人、人と資源がつながり、ともに支え合う孤立や排除のない共生のまちづくりを進めます。

2 計画の目標と体系

(1) 推進目標

計画の基本理念のもと、以下の3つを推進目標として取り組んでいきます。

【推進目標1】 多様な機関と市が協働し地域共生を進めます。

地域住民や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向け、多様な機関の連携と協働による断らない相談支援体制を整備し、地域ぐるみで孤立や排除のない地域づくりに取り組みます。

1-1 地域福祉の推進体制を整備します。

地域住民や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向けた包括的な支援体制の整備を計画的に進めていくため、福祉の分野を超えて庁内外の多様な人が参加して地域福祉を推進する体制を整備します。

1-2 参加につながる相談支援体制の充実・強化を図ります。

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮、その他の各分野における制度的な支援を着実に進め、庁内外の関係機関の連携と協働による一人ひとりの困りごとに寄り添う相談支援を充実し、地域での気づきや見守りを得ながら、相談者の社会参加につながる支援体制の強化を図ります。

【推進目標2】 地域の力をあわせて多様な参加の場をつくります。

地域で取り組まれている様々な活動を充実し、世代や属性を超えて人や活動がつながり、身近な地域での支え合いを広げながら、様々な目的や役割をもって参加できる多様な居場所や参加の機会をつくります。

2-1 地域福祉を広げる取組（プログラム・活動）をみんなで考え実践します。

あらゆる世代が自由に参加・交流できる地域の拠点づくりや地域活動のネットワークづくりなど、多様な人が関わり地域福祉を広げる取組を、地域住民・専門職・市職員などみんなで考え、公民協働で実践していきます。

2-2 身近な地域で参加できる場づくりを進めます。

市民主体の地域活動への支援機能を充実し、身近な場所で気軽に楽しく参加できる活動や仕組みづくりを進めます。

【推進目標3】 様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます。

福祉の分野を超えて、地域住民、関係機関、事業者、企業、団体、NPO等、本市に関わるあらゆる世代の人が参加し、地域を元気にしていくまちづくりと、支え合いで一人ひとりの暮らしを守る福祉がつながり、みんなで地域福祉を広げていくことが必要です。

多様な人たちの自由な参加を促進し、学び合い、相互理解を深めながら、共生のまちづくりを進めます。

3-1 地域福祉とまちづくりの結びつきを強めます。

既につながりのある人や広くまちづくりに関わる人、ネットワークとの連携・協働により、地域福祉とまちづくりの結びつきを強め、安全・安心なまちづくりや地域活動の活性化を図っていきます。また、地方創生の取組とも連動し、地域の力が未来へ受け継がれるよう共生の文化を広げていきます。

3-2 共生のまちづくりのための人材育成に取り組みます。

様々な分野や世代の人たちが出会い、交流し、ともに学び合えるような場づくりを進めます。また、みんなが心地よく、安全・安心に暮らせるまちづくりを考えるために、多様な主体との協働を通じた人材育成に取り組みます。

本計画の推進にあたっては、持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標であるSDGsの視点を持ち、各施策に取り組みます。



SDGs（エス・ディー・ジーズ）～誰一人取り残さないまちの実現を目指して～

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された、令和12年（2030年）までに達成すべき持続可能な開発目標です。貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。

(2) 取組の方向性

推進目標に沿って主な役割を担う主体ごとに4つの方向性を定め、施策を展開していきます。

A：地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備

市が中心となって

(市が担う地域福祉の体制整備と支援事業に関する計画項目)

市が、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを進める責任主体として、包括的相談支援や地域づくり支援の核となる生活困窮者自立支援、権利擁護支援等の支援事業の機能や支援力を向上させ、多機関や庁内関係課の連携・協働を促進し、多様な人の参加と協働による地域福祉を推進するための体制を整備します。

B：公民協働による地域福祉プログラムの展開

公民がともに

(市民と専門職と市が協働する計画項目)

地域住民、社会福祉協議会、事業者、NPO、市など地域福祉に関わる人が力をあわせて、身近な場所での居場所の多様化・拠点化、仕事や活動、役割づくり、地域活動のネットワークづくりなど、活動者や関係者の協働を進め、地域福祉の取組を広げていきます。

C：市民主体の地域福祉活動の推進

市民の活動を
社会福祉協議会・専門職が支えて

(市民主体の地域福祉活動に関する計画項目)

気軽に楽しく参加できる活動を増やし、身近な地域で交流や支え合いが生まれるよう、市民が主体となってこれまで実践してきた活動を、社会福祉協議会の活動支援機能の強化を図りながら、さらに推進していきます。

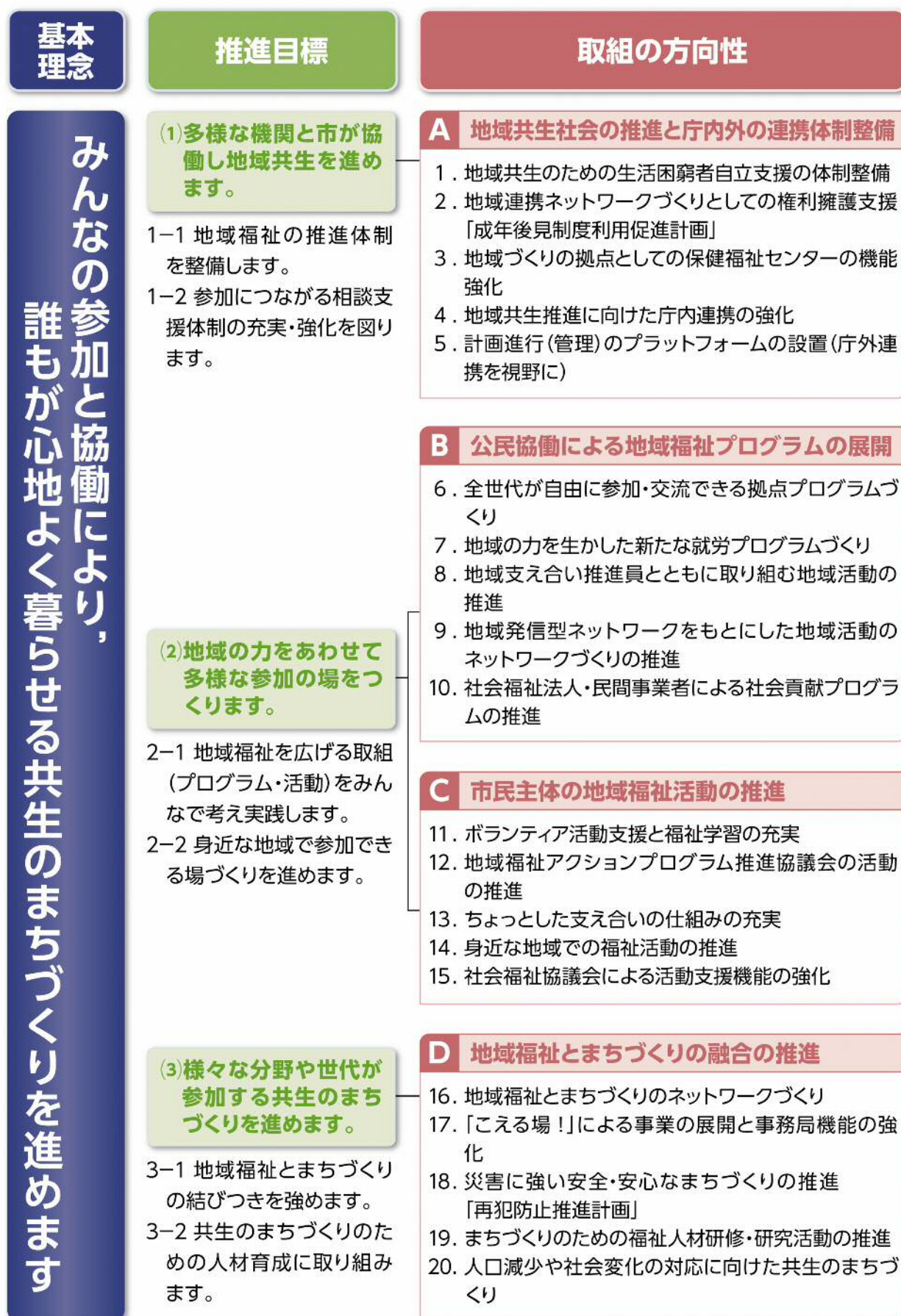
D：地域福祉とまちづくりの融合の推進

みんな

(企業等と市民・専門職と市が協働する計画項目)

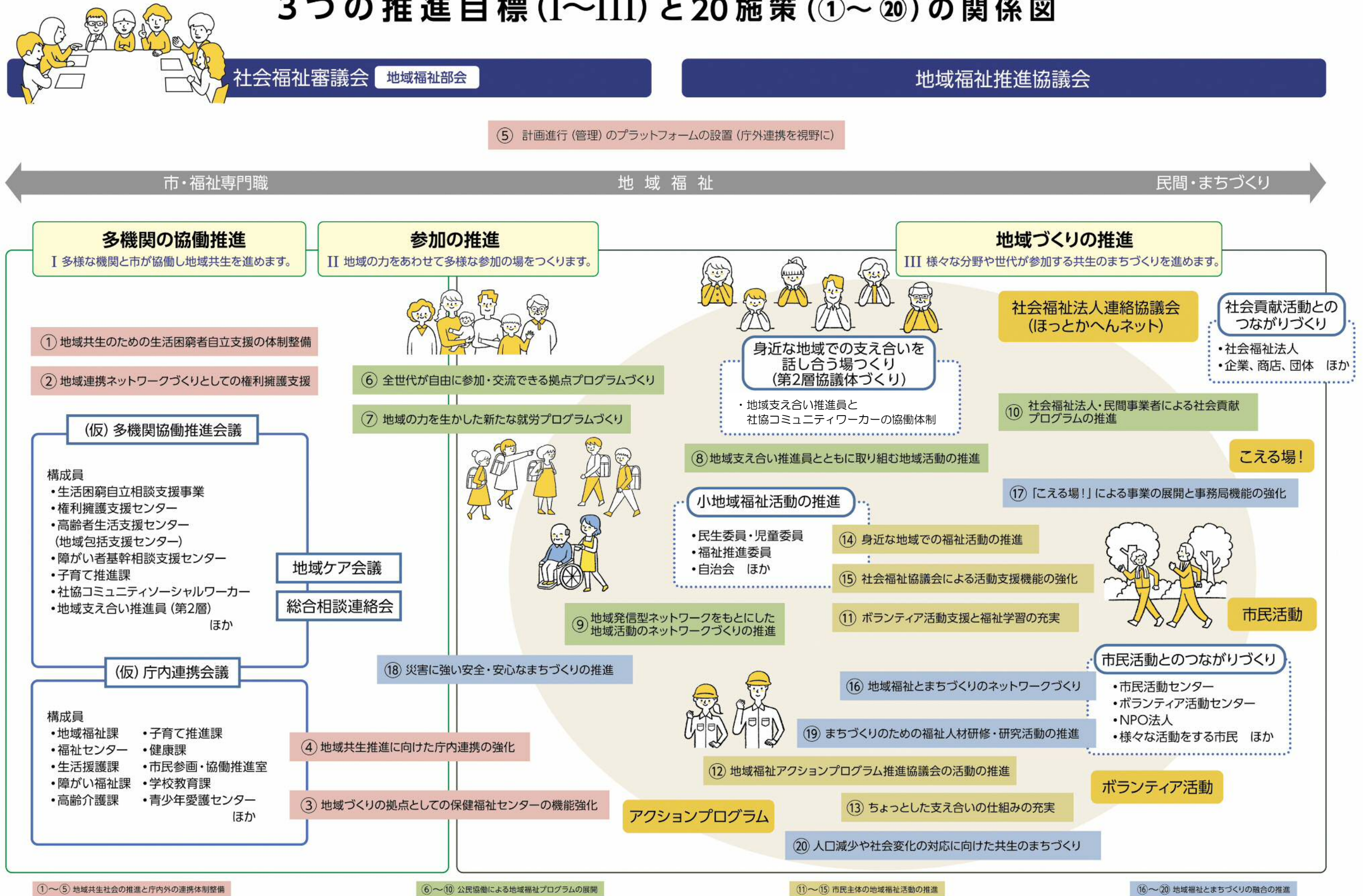
広くまちづくりに関わる企業や団体等を含め、様々な分野や世代から参加を増やす取組を推進します。また、地域福祉活動とまちづくりの活動の結びつきを強め、社会情勢や時代とともに変化してきている地域コミュニティやつながりの再発見・創出に協働して取り組みます。

(3) 計画の体系



(4) 施策の関連図

3つの推進目標 (I~III) と20施策 (①~⑳) の関係図



3 地域の範囲

「地域に根ざした福祉」を推進していくために、それぞれの区域の特性を活かした取組や、区域間で効果的に連携した取組を推進します。

<区域設定のイメージ図>

町内会区域

身近なコミュニティの区域として、
隣近所との日常のつながりづくりを進めます

自治会、子ども会、老人会、民生委員・児童委員、福祉推進委員、商店街 ほか

小学校区域

8つの小学校があり、地域に根ざした福祉活動の中核的な区域です。
旧三条小学校区を加えた9の区域で地区福祉委員会が運営されています。
さらに潮見小学校区を潮見地区と潮芦屋地区に分けた10の区域で
小地域福祉ブロック会議が行われています。

地区福祉委員会、小地域福祉ブロック会議、コミュニティ・スクール ほか

中学校区域※

3つの中学校があり、様々なニーズに総合的に対応する「地域包括ケア」の
区域として、専門的な支援の基盤を整備し、地域の活動とも連動していきます。

高齢者生活支援センター、地域支え合い推進員、中学校区福祉ネットワーク会議 ほか

芦屋市全域

個々の活動や各地域での活動を横展開し、新しい取組等について全市的に事業化を図るなど、
より多くの人々の参加を促し協働できる仕組みづくりを進めます。

社会福祉協議会、保健福祉センター、市民活動センター、商工会 ほか

※本市では、高齢者を住み慣れた地域で支える「地域包括ケアシステム」を推進するために、中学校区を基本に3つの「日常生活圏域」を設定しています。山手中学校区を西と東の2つに分け、精道中学校区、潮見中学校区の合計4つの日常生活圏域に「高齢者生活支援センター（地域包括支援センター）」を設置し、生活支援体制整備のための地域支え合い推進員をそれぞれ配置しています。

第4章 取組の推進方針

A 地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備

地域共生社会の実現には、包括的・総合的な支援体制を構築するための、各分野の専門機関の協働に加え、地域課題を解決に結びつけることができる地域をつくっていく必要があります。

本市では、分野や相談内容を問わない総合相談窓口と幅広く権利擁護に関する相談支援を行う権利擁護支援センターを設置していますが、さらなる相談支援体制の強化に向け、市が主導し、連携・協働の推進、ネットワーク構築に必要な体制づくりのための協議体や場の設定、地域づくりに向けた環境整備を進めていきます。

地域共生社会の推進	1	地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備 総合的相談支援体制と、社会参加の土壌となる地域づくりを進めます。
	2	地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援 ※「成年後見制度利用促進計画」 権利擁護支援センターを中核機関とし、誰もが権利を守られる地域づくりを進めます。
	3	地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化 社会福祉協議会の事務局のある、保健福祉センターを、人材育成・地域づくりの拠点として活動の充実を目指します。
庁内外の連携	4	地域共生推進に向けた庁内連携の強化 様々な課題に協働して対応できるための庁内連携体制強化に努めます。
	5	計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に） 地域発信型ネットワークを基盤に、関係機関の会議体間の連携を進めるとともに、地域福祉推進協議会が計画の進行管理の役割を担うことで、庁外の関係機関も巻き込んだ一体的な活動の展開を目指します。

施策 1 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備

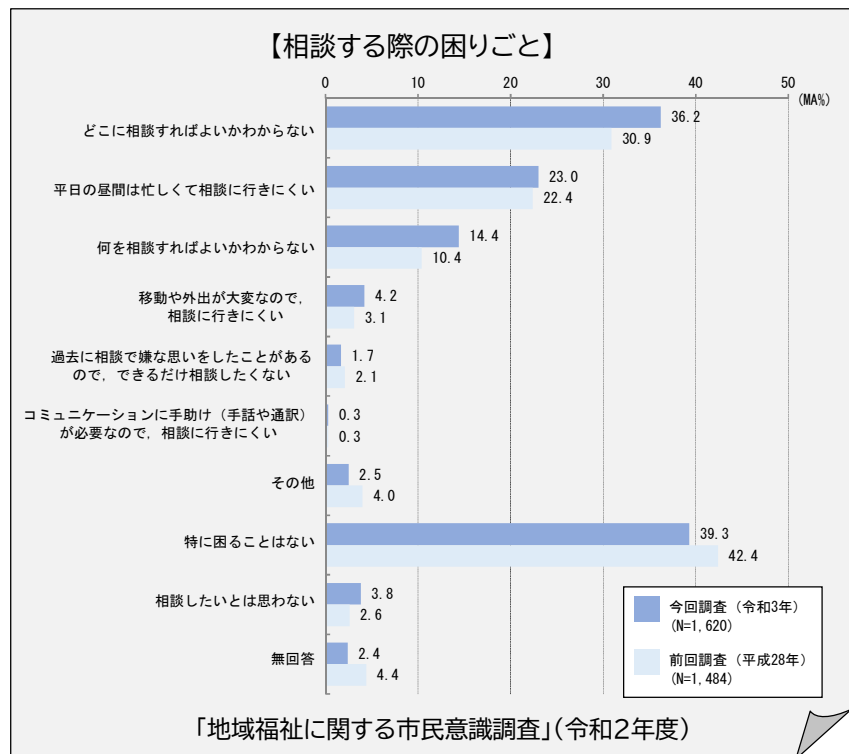
現 状

平成 27 年（2015 年）に生活困窮者自立支援法が施行され、本市では、自立相談支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。また、保健福祉センターには、分野や属性を問わない生活の困りごとを幅広く受け止める、総合相談窓口を開設しており、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮など様々な相談を受け付け、各相談支援機関と連携した相談支援を進めています。また、窓口での相談からだけでなく、民生委員・児童委員等地域住民による日ごろからの見守りや気付きから、支援につながるケースも多くみられ、地域住民との連携も重要です。

現状として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済的困窮者からの相談者数が増加しているものの、市民意識調査では、生活困窮者自立支援制度を半数以上の方が「知らない」、約 35%の方が「制度を知っていても、相談できる場所を知らない」と回答しています。他にも、

暮らしの困りごとや福祉サービスなどを「どこに相談すればよいかわからない」と回答している方が約 36%あり、相談できる場所や制度の周知が必要となっています。

地域共生社会の実現を目指し、生活困窮者自立支援制度を中心に相談支援相談支援と社会参加支援、地域づくりを進めていく必要があります。



課 題

- 1 各相談支援機関及び地域住民との連携の強化による支援体制の整備が必要である。
- 2 生活困窮者の社会参加の場の創出を通じた地域住民の理解が必要である。
- 3 潜在的ニーズのある対象者への相談窓口の周知が必要である。

取組の推進方針

- 1** 複合的な課題を抱える世帯の支援を進めるために、関係機関が連携できる体制と仕組みを構築します。
 - ・8050 問題やヤングケアラーなど、地域の複合的な課題や制度の狭間の課題などの様々な生活課題の解決に向け、市・各相談支援機関・地域住民と連携します。また、生活困窮者自立相談支援事業を中心に、個別ケア会議や支援調整会議等の積極的な活用と支援のコーディネート機能を担う専門職の配置に努め、アウトリーチも含め、多機関協働による包括的な支援体制の構築を進めます。
 - ・支援に必要な家計改善支援事業に取り組むとともに、各種制度や専門的知識の習得に向けた研修の実施、地域との協働ができる人材育成を進めます。

- 2** 多様な人が社会参加できる場をつくり、生活困窮者への理解等環境の充実を図ります。
 - ・生活困窮者就労準備支援事業や参加支援事業の実施により、生活困窮者など生活課題を抱えた地域社会とのつながりが少ない人の、就労体験やボランティア体験の機会等の創出に取り組み、地域との交流を通じて、生活困窮者などの地域理解を進めることで社会参加を支援します。
 - ・子どもの学習・生活支援事業による、地域の居場所づくりの取組の継続、地域の居場所の運営者の支援や、誰もが参加、交流できる共生型の居場所づくりを進めます。

- 3** 地域の身近な相談者（民生委員・児童委員等）や総合相談窓口をはじめとした各種相談窓口の継続的な周知と、相談窓口の機能充実に取り組みます。
 - ・地域の身近な相談者として民生委員・児童委員等の役割と、市が設置している保健福祉センターの総合相談窓口をはじめとした相談窓口を広く継続的に周知するため、様々な機会や媒体を活用していきます。
 - ・各種相談窓口では、現在の機能を維持したうえで、複雑化・複合化した支援ニーズを受け止められるよう、職員の相談対応力や資質の向上を進めます。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 包括的支援が強く求められているので、充実策を検討してほしい。
- ・ それぞれの圏域で、きちんと相談体制を整えるよう努めてほしい。
- ・ 生活困窮者へは、多機関と情報を共有し連携を取りながら支援を行う必要がある。
- ・ 困難事例に対して、どのように質の高い支援ができるか検討する必要がある。
- ・ 支援者の人材育成についても評価するべきである。

施策 2 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援

※「成年後見制度利用促進計画」

現 状

平成 22 年（2010 年）7 月の保健福祉センターの開設に併せ、保健福祉センター内に権利擁護支援センターを設置しました。

権利擁護支援センターは、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援体制の強化や権利擁護の普及・啓発、権利擁護支援の人材育成と活動支援等による権利擁護支援の基盤づくりに取り組んでおり、今後も地域共生を支えるための地域ネットワークの強化に取り組むことが重要です。

高齢者の相談支援機関との連携については、高齢者虐待対応を基礎に高齢者生活支援センターやケアマネジャー等との支援体制の構築と充実に取り組み、障がいのある人、生活困窮者への支援についても協働して進めているところです。今後はさらにその範囲を広げ、子ども・子育てやDVの対象者、触法者等への権利擁護を基盤とした支援のための連携ネットワークづくりに取り組む必要があります。とりわけ、深刻化する、高齢者、障がいのある人、児童等への虐待やDVの問題に対しては、虐待等の防止や早期発見、早期支援のための体制整備を進めていく必要があります。

また、認知症高齢者の増加や介護者の高齢化に伴い、高齢者や障がいのある人が地域で自らの意思が尊重される環境で生活するためには、成年後見制度の必要性が高まることが予想されることから、制度の周知と、安心して利用できる仕組みづくりが求められます。

今後、地域で安心した生活を送ることができるよう、権利を守るための制度や機関、相談窓口の周知・啓発を進めるとともに、権利擁護に関する意識や心のバリアフリーの普及・啓発を推進することが重要となります。

成年後見制度利用促進マスコットキャラクター
後犬（こうけん）ちゃん



課 題

- 1 権利擁護支援センターを中核機関とした地域連携ネットワークの構築が必要である。
- 2 高齢者、障がいのある人、児童等への虐待やDVの予防・防止、早期発見・対応のための体制の充実が必要である。
- 3 権利擁護支援ニーズに対応するため、制度や相談窓口の周知、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの支援を推進していく必要がある。

取組の推進方針

芦屋市成年後見制度利用促進計画

- ① 重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の一体的な支援体制を整備します。**
 - ・ 権利擁護支援を、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等全ての領域における本人を中心にした支援・活動の共通基盤として、その視点や考え方に基づいた支援を展開できるよう、多機関協働のコーディネート機能を担う専門職との連携体制を整備します。
 - ・ 権利擁護の視点での支援基盤を整えるため、研修や協議の場の設定を検討します。
- ② 権利擁護のための地域連携ネットワークの構築と人材育成に取り組みます。**
 - ・ 地域共生社会の実現に向けた基盤となる権利擁護支援の充実に向け、市と専門職団体や関係機関との連携を図ります。
 - ・ 地域における権利擁護や心のバリアフリーの意識を高め、地域の支援の担い手となる権利擁護支援者養成研修や認知症サポーター養成講座などの研修による人材育成を行います。
- ③ 高齢者、障がいのある人、児童、DV、触法者など様々な対象者の権利侵害の防止や対応の充実に取り組みます。**
 - ・ 早期発見、早期対応等に向け、身近な相談機関の機能充実に働き、適切に支援するために職員の専門性や資質の向上を図ります。
 - ・ 権利擁護支援システム推進委員会や要保護児童対策地域協議会を通じた、関係機関の連携強化を進めます。
- ④ 成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助事業の活用を促します。**
 - ・ 認知症や障がい等により日常生活を営むことに支障のある人や、判断能力が不十分な人に対し、安心した生活を支援するための制度や事業の周知・利用促進を図ります。
 - ・ 利用者本人の意思を尊重するため、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」や「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」等各分野で示されている意思決定のガイドラインを活用して支援します。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 虐待対応などのスキル不足を感じるので、支援者の人材育成・スキルアップが大事
- ・ 権利擁護・虐待に関する研修を継続して実施する仕組みをつくる必要がある。
- ・ 実践で活動している認知症サポーターを増やしていき、地域に浸透させていく。
- ・ 医療とも連携し、看取りや、もしものときのために望む医療やケアについて前もって考え話し合い、共有する取組（ACP）を議論できる場があるとよい。
- ・ 利用者本人に関わるケアマネジャー、相談支援専門員等の各専門職の関わりも重要

施策3 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化

現状

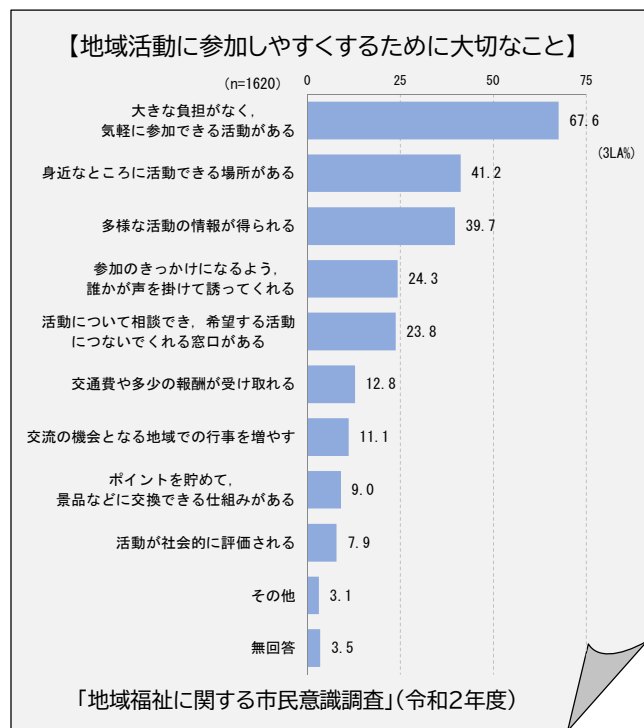
保健福祉センターは「障がいのある人もない人も、子どもも高齢者もみんな笑顔で集える場」をコンセプトとする地域福祉の拠点として、平成22年（2010年）7月に開設しました。センター内には、福祉をはじめ、暮らしの困りごと等の相談ができる総合相談窓口や、高齢者、障がいのある人、子ども・子育て、生活困窮の相談窓口が集約されていることに加え、子育て支援センター、介護予防センター等もあり、子どもから高齢者まで多様な人の交流や活動の場として定着し、年間延べ15万人を超える利用があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、施設を安心して利用してもらえるよう、適正な管理運営の徹底に努めています。

地域共生社会の実現に向けては、多様な人が集える居場所・地域づくりが求められています。単に「社会参加の場」としてだけではなく、誰でも気軽に立ち寄れることで、早期に困りごとを発見し支援につなげられることもその目的にあります。

居場所・地域づくりを進めるためには、まずはあらゆる人が地域活動に参加することが必要です。市民意識調査では、地域活動に参加しやすくするために大切なこととして、「気軽に参加できる活動がある」「身近なところに活動できる場所がある」との回答が上位となっています。

今後は、社会福祉協議会との連携を中心に、様々な活動の場の提供や情報発信等により、地域活動・コミュニティづくりの拠点としての取組を進めていきます。



課題

- ① 新たな生活様式を踏まえ、社会福祉協議会と保健福祉センター内の各機関の協働による地域の活動拠点として機能強化が必要である。
- ② 専門職との協働や地域づくりに寄与する福祉人材・サポーターの養成が必要である。
- ③ コロナ禍においても地域で活動する人が活動を継続できるような支援が必要である。

取組の推進方針

- ① 多様な活動の活動拠点としての環境整備に努めます。**
 - ・新たな生活様式を踏まえた保健福祉センターの適正な管理運営により，地域で活動する人や様々な事業等に参加する人が，安心して集まり，コミュニティ活動ができる環境を整備します。多様な活動を展開できるよう，機能的で有用な活用方法を検討し，親しみやすいセンターの充実を図ります。
 - ・「福祉センターエントランス・コンサート」等のエントランス事業による保健福祉センターのさらなる周知と，地域住民の交流のきっかけづくりを進めます。
- ② 地域における福祉人材・サポーター養成を推進するため，情報を集約・発信します。**
 - ・センター内の各機関が開催している，認知症サポーター養成講座や権利擁護支援者養成研修，介護予防のためのリーダー養成講座等，地域の福祉力の向上や地域活動のきっかけとなる講座や研修を整理，体系化し地域の福祉人材・サポーターの養成を進め，実践による活躍の場につなげられる取組を進めます。
 - ・研修等の情報が広く周知され，多くの人の参加につながるよう情報発信の工夫に努めます。
- ③ 社会福祉協議会を中心とした関係機関と連携して，地域で活動する人の支援や活動に参加しやすくするための取組を充実します。**
 - ・まちづくりや市民活動に取り組んでいる機関や団体等と協力し，様々な媒体や機会を捉えた分かりやすい情報発信や活動者間のネットワークづくりなど，活動の継続，活性化に向けた取組を進めます。
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大により，活動の制限を受けるなかにおいても，つながりづくりや交流が継続されるよう，ICTの活用をはじめ様々な手法を研究し，実践につなげていきます。

計画策定に関する会議等での意見

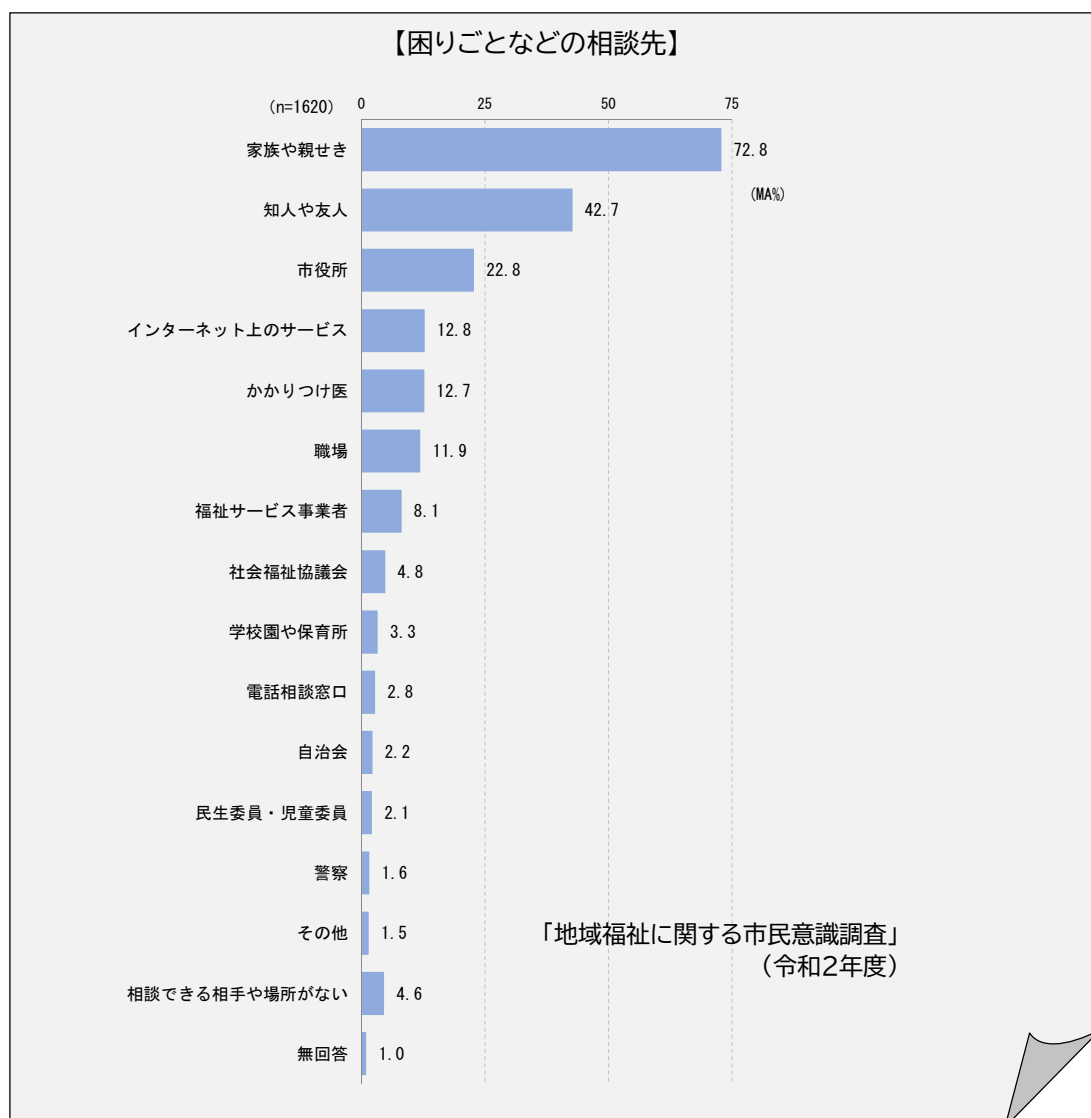
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により，外出ができない時の活動を検討する必要がある。
- ・老々介護，若くて介護している人たちの悩み相談や情報交換等ができる場所がない。

施策 4 地域共生推進に向けた庁内連携の強化

現 状

地域共生社会の推進に向けては、相談支援における多機関協働と地域づくりの2つの側面の充実が必要です。市として地域共生の推進を担うためには、その目的を庁内関係課と共通理解のもとで進めていくことが必要となります。庁内では現在も各分野において連携が必要な関係課との調整等を日々行っていますが、推進のためにはこれまで以上の連携強化が求められることから、その手段として、地域福祉課のトータルサポート機能の活用と生活困窮者自立支援制度を所管している強みを生かした、個別支援と地域づくりについての連携を進めていくことも重要です。

また、市民意識調査では、困りごとなどの相談先として、公共機関の中では市役所との回答が多く、市民の市役所への信頼がうかがえることから、庁内窓口においても相談内容を的確にとらえ、適切な相談支援機関につなぐことができなければなりません。



課題

- ① 地域共生社会の実現に向けた庁内関係課の目的の共有，連携強化が必要である。
- ② 各所管課の附属機関で議論されている共通の話題や課題（身寄りのない人の支援，居場所づくりなど）の集約と解決に向けた協働が必要である。
- ③ 市民の困りごとに気づき，適切な相談窓口につなぐことができるなど，市職員の資質の向上が必要である。

取組の推進方針

- ① 庁内の地域共生の取組を推進するため，各相談支援機関を所管する関係各課との連携体制を構築します。
 - ・ 庁内の各分野（高齢者，障がいのある人，子ども・子育て，生活困窮）を超えた連携・協働の取組推進に向け，重層的支援体制整備事業の移行準備事業実施期間に実施している，庁内の関係課に対する事業内容の共有のための連絡会をベースに，目的の共有，連携のための課題の解決に向けた検討等を行う庁内連携会議（仮）の設置を検討します。
 - ・ 庁内の相談支援窓口の連携を円滑化，強化するため，トータルサポート機能の活用と連携ツールの見直しや内容の充実を図ります。
- ② 各附属機関で扱う議題や協議内容を集約し，課題の包括化に取り組みます。
 - ・ 各分野の会議体で協議される，個別支援や地域活動を通じて把握された課題について，共通して取り組む事項を集約・整理できる仕組みを検討し，効果的な解決に向けて協働できる体制を構築します。
- ③ 個別支援・地域づくりを意識した人材育成を進めます。
 - ・ 権利擁護や生活支援の視点を持ち，庁内の各窓口から適切な相談支援機関につなぐことができる人材の育成を進めます。個別支援に必要なスキルの習得に加え，専門職との協働により，地域ケア会議等を通じて，地域づくりを検討し実践できる職員の養成を目指します。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 支援者によって支援のバラつきがないよう，支援者のスキルアップや人材育成が必要
- ・ 専門職でも関わりが難しいヤングケアラーへの対応や，子育て支援の検討が必要
- ・ 各相談支援機関の場所が離れていても適切につながるようにすることが必要

施策5 計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に）

現 状

現在、地域福祉計画の進行管理は、地域福祉部会での計画の評価とあわせて行い、地域福祉推進協議会において包括的相談支援体制の構築や福祉とまちづくりとの協働に向けた取組等について、様々な分野の構成員が協議や評価を行っています。

地域や専門機関、庁内ではそれぞれの分野による協議の場が多く設けられており、話し合われている課題が共通していることもあります。今後、包括的な相談支援体制の構築や、参加支援の場づくり、地域づくりのためには、福祉分野だけではなく、様々な分野と連携していくことが必要となってくることから、市民・専門職・市による連携と協働が進められるよう、それぞれの会議体の運営方法などについて検討が必要です。

課 題

- ① 計画の実行とその進捗管理を行う会議体の役割の整理が必要である。
- ② 地域発信型ネットワークを基盤に、市民・専門職・市との協働を進めるために、各会議体のネットワークの改編が必要である。

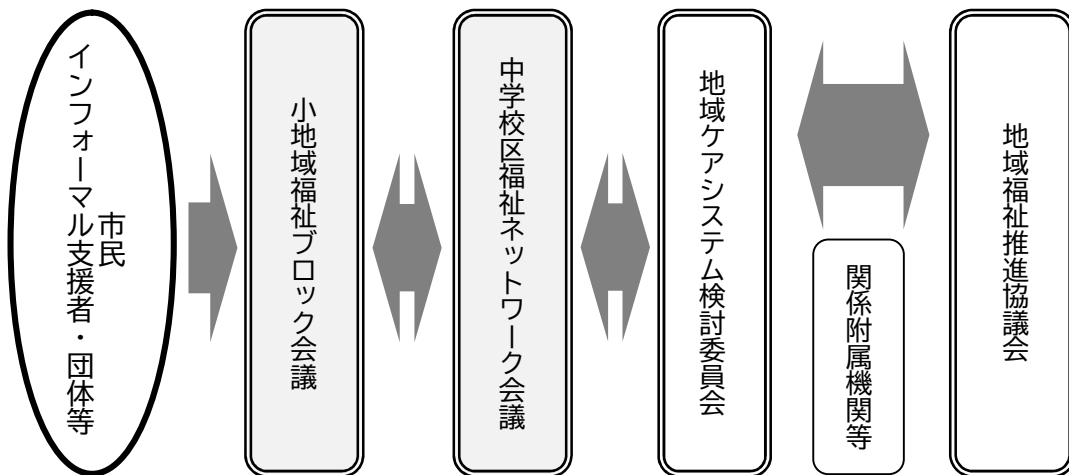
取組の推進方針

- ① 地域福祉部会による地域福祉計画の評価等に基づき、地域福祉推進協議会を中心に、関連する会議体や取組と一体的に活動の実践に取り組みます。
 - ・地域福祉部会で、計画の進捗管理・評価を行い、地域福祉推進協議会を中心に各分野及びその連携により、計画の施策を推進します。重層的支援体制整備事業の実施に合わせ、計画進行（管理）のプラットフォームとして多様な主体が関われるよう各会議体の機能を整備し、各会議体の効果的な連携・協働により取組の推進力を高めていきます。
- ② 多様な主体が関わる協議体間の連携ネットワークの構築に向け、地域発信型ネットワークの仕組みの再構築を検討します。
 - ・市民・専門職・市の連携・協働の基盤としてきた「地域発信型ネットワーク」について、今まで参加していなかった地域の多様な主体の参加を進めていきます。
 - ・地域で開催している会議体の役割の整理による、効果的・効率的な課題の抽出、解決策の検討や専門職間連携、これまで不十分であった機能の位置付けなど、「地域発信型ネットワーク」の全体の課題を整理し、構成員や運営方法等について検討し必要に応じた改編を行います。

地域発信型ネットワークの概念図〔令和3年度(2021年度)現在〕

【 理 念 】

だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちをめざす



○ 小地域福祉ブロック会議

小学校区内の自治会、マンションの管理組合、子ども会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等や各種福祉活動関係者で構成され、ネットワークを活用した具体的な地域づくりの活動を行います。

○ 中学校区福祉ネットワーク会議

各小地域福祉ブロック会議代表者と各種専門機関の中学校区代表者で構成され、圏域における福祉課題の共有、検討、集約を行います。また、「地域ケア会議」や「自立支援協議会実務者会」、「要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議」とも連動しています。

○ 地域ケアシステム検討委員会

各会議間のコーディネートや所属機関の実務への反映、施策化の検討を行うとともに、ネットワーク全体の進捗管理と評価を行います。

○ 関係附属機関等

法律等に基づいて設置する附属機関等である「地域包括支援センター運営協議会」、「地域密着型サービス運営委員会」、「自立支援協議会」、「要保護児童対策地域協議会」、「生活困窮者自立支援推進協議会」と「権利擁護支援システム推進委員会」を、地域発信型ネットワークに位置付けています。

○ 地域福祉推進協議会

医療・保健・福祉の総合調整を行うとともに、システム全体の運営における基本方針や福祉施策への反映に関する協議を行います。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 市民と専門職の協働は新しい枠組みであり、今後必要な支援のかたちだと思う。
- ・ 立地が離れている関係機関ともつながりを強くし、双方で相談しやすい環境をつくる。
- ・ 出口支援だけではなく、相談支援のところも公民協働で進むように取り組んではどうか。
- ・ 受益者側からの評価など自己評価以外の評価方法を取り入れる視点が必要ではないか。

Aの推進のための主な関係課

	地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備
1	地域福祉課，福祉センター，生活援護課，障がい福祉課，高齢介護課，子育て推進課，健康課，広報国際交流課，市民参画・協働推進室，債権管理課，保険課，建設総務課，水道業務課，学校教育課，青少年愛護センター
	地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援（「成年後見制度利用促進計画」）
2	地域福祉課，福祉センター，生活援護課，障がい福祉課，高齢介護課，子育て推進課，健康課，人権・男女共生課，地域経済振興課，建設総務課
	地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化
3	地域福祉課，福祉センター，障がい福祉課，高齢介護課，子育て推進課，健康課
	地域共生推進に向けた庁内連携の強化
4	地域福祉課，福祉センター，生活援護課，障がい福祉課，高齢介護課，子育て推進課，健康課，市民参画・協働推進室，人事課，学校教育課，青少年愛護センター
	計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に）
5	地域福祉課，監査指導課，福祉センター，生活援護課，障がい福祉課，高齢介護課，子育て推進課，健康課，市民参画・協働推進室，防災安全課，学校教育課 市立芦屋病院

B 公民協働による地域福祉プログラムの展開

あらゆる世代が社会とつながりつづけることができるよう、地域住民、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者、NPO、市など地域福祉に関わる人たちが力をあわせ、居場所や拠点づくり、仕事や活動・役割づくりに取り組みます。

また、地域支え合い推進員の活動や今あるネットワークを充実し、活動と活動がつながり、地域福祉の取組が広がるような地域活動のネットワークづくりを進めます。

公民協働の取組		全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり
	6	あらゆる世代が自由に立ち寄れる居場所の整備や、出会いや交流から様々な取組が生まれる拠点の整備を進めます。
	7	地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり 社会的に孤立しがちな人の就労の場の確保や、有償型活動の検討に取り組みます。
ネットワークの仕組みづくり	8	地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進 地域住民と地域支え合い推進員がともに地域活動の運営に取り組み、新たな活動づくりを展開していきます。
	9	地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進 地域発信型ネットワークの会議体を、地域住民と専門職が出会い、つながり、学び、話し合うプラットフォームとして充実させ、地域活動が広がるネットワークづくりに取り組みます。
	10	社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進 社会福祉法人や民間事業者が、高齢、障がい、児童などの分野を超えて、ともに社会貢献活動を推進できる仕組みづくりを行います。

施策 6 全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり

現 状

市内では、地域で活動する人や社会福祉法人等が集会所や施設の交流スペースを活用し、地域の居場所づくりの設置・運営に取り組んでいます。全市的には全世代を対象として気軽に参加・交流できる居場所は少ない状況です。

現状として、高齢者、子育て世帯向けなど分野別の居場所づくりが進められている一方、あらゆる世代を対象とした居場所づくりは十分ではありません。市民意識調査や市民会議の意見でも、多世代が交流できるイベントはもちろん、常設での居場所の整備を求める声がありました。

その中で、コミュニティスペースを地域住民に開放することで、地域住民が参加・交流する場が形成されている事例、多世代交流の場づくりが進められている事例、自宅の駐車場や庭などを開放し、近所の人たちが集える居場所でコミュニティづくりを進めている事例、また、地域住民や地元商店街の協力のもと、出入り自由で多くの人が運営に関わることができる拠点の事例も見られます。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響で、今までのような施設利用が難しくなっている側面があります。利用制限や消毒の徹底といった施設利用のルールはもちろん、多くの人が集まって施設を利用することに抵抗を感じる人もいます。

このように施設利用が制限される中、感染リスクを避けた野外での活動やオンラインでの交流などが注目され、公園を利用したマルシェの開催、スタンプラリー、オンラインを活用したイベントなどが広がりを見せつつあります。新しい生活スタイルに応じ、これまで利用してきた施設に限らず、地域にある資源を活用し、新しい交流や活動拠点のあり方を検討しながら整備を進めていく必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響による活動上の困りごと（一部抜粋）】

- 活動への制限が増え、集まりの場への参加がしにくくなった。
- 活動場所が使えない。人との交流が中心の活動は忌避される。
- 自治会や老人会の集会ができなくなった。
- 会場に人が集まるのが制限され、開催できない。
- ソーシャルディスタンスなど、気を使う事が多い。
- 準備と連絡、施設の確保が不便。対応に苦労した。

「地域福祉に関する市民意識調査」(令和2年度)

課題

- ① 「誰でも」「いつでも」「気軽に」参加・交流できる拠点の整備が必要である。
- ② 拠点の中で、世代や属性を超えた多くの人たちが、参加・交流できるきっかけづくりを進める必要がある。
- ③ あらゆる世代や属性の人たちが活動できるプログラムづくりを、参加者と協働で進めていく必要がある。

取組の推進方針

- ① 子ども・若者、子育て中の人、障がいのある人や認知症の人などあらゆる人が自由に参加できる居場所等の拠点の整備に取り組みます。
 - ・地域住民や事業者、社会福祉法人等様々な主体が取り組んでいる居場所づくりの展開を通して、これまで利用してきた施設等に限定せず、広く地域にある資源を活用することに目を向け、より多くの人たちが参加できる居場所等の拠点の整備を進めます。
 - ・保健福祉センターを1つの拠点とし、公民協働で全市的に子ども・若者から高齢者まで、誰もが自由に参加できるプログラムの企画など、参加したくなるきっかけづくりを進めます。
- ② 民生委員・児童委員や福祉推進委員、自治会、老人会、子ども会など、多くの地域住民が参加・交流することで、新たな社会資源が生まれる仕組みづくりを行います。
 - ・様々な人たちの参加・交流を通してさらなる活動が生み出されるよう、居場所に参加する人だけではなく福祉の専門職なども協働し、拠点におけるプログラムを企画・実践していきます。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ここに行けば何かがあり、敷居が低く、誰でも行ける場所が必要
- ・いつでもどこでも集まれる場所がほしい。
- ・子どもと高齢者が一緒に集まれる場所や、居場所が近所でない。
- ・近所=小学校区に1か所の居場所づくりを目指してほしい。(いつでも、どこでも)
- ・気軽に相談でき、よろず相談所のような機能を持った活動の場所、居場所をつくる。

施策 7 地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり

現 状

生活困窮者自立支援制度では、困窮世帯への生活再建、就労や社会参加に向けた支援を行っています。

また、就労経験の少ないひきこもりの人や仕事が長続きしない人に対しては、就労準備支援事業を活用して生活リズムを整えたり、コミュニケーション能力などの就労に必要な技術を身につけたりするための支援を行っています。しかし、就労経験の少ない人などは、人や社会との関係づくりが苦手なことや、就労に対する不安や自信の無さから働くことのイメージを持ちにくいという様々な課題が見えてきました。

課題を抱える人は就労に結び付きにくいという現状もあることから、一般就労に限らない個人の特性を生かした多様な働き方が社会参加の機会となるプログラムの開発が必要です。

<取組事例>

「働けない」をこえる社会へ！

芦屋市社会福祉協議会

働きたいのに自信がなかったり、さまざまな事情のために一歩を踏み出せず、社会的に孤立している人たちがいます。



- ・働いた経験がないんだ…
- ・コミュニケーションが不安
- ・お試してバイトなんて応募できないよ
- ・ボランティアって無償なんですよ？
- ・世の中にどんな仕事があるの？

ひきこもり

トラウマ

障がい疑い

疾病

外国籍

仕事(雇用)の問題に、福祉だけで立ち向かうのは限界が…



- ・ボランティアしか提供できない
- ・十分なサポートができない
- ・あとちょっとの自信さえつければ…！



相談員(就労支援員)



<就労経験のイメージ>

課題

- ① ひきこもりの人や仕事が長続きしないなどの就労が困難な状況にある人が、就労以外の体験や参加ができる多様なプログラムの充実が必要である。
- ② 社会的に孤立している人などに向けて、交流の場にとどまらない社会活動（ボランティア・仕事）の場等の幅広い受け入れ体制の整備が必要である。

取組の推進方針

- ① 市内の企業・団体・社会福祉法人等と、社会的に孤立している人の就労の場の確保に取り組めます。
 - ・「こえる場！」の参画企業や団体等に呼びかけ「様々な理由で仕事が長続きしない」、「長年ひきこもっていて働くことに自信がない」などの社会的に孤立している人たちに向け、見学、体験、サポート付就労など段階を踏んでステップアップできる、多様な形態を視野に入れた就労プログラムを検討します。
- ② 市内の企業・団体・社会福祉法人等と、社会的に孤立している人などが活動に取り組むことで対価を生み出せる活動を検討します。
 - ・社会的に孤立している人などが、地域住民等が運営する居場所等での活動参加を通して、少額であっても対価を得ることができる有償型活動を検討します。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 就労していないなど、社会から孤立している人が社会的役割を持てる居場所づくりが必要
- ・ 社会とつながることが難しい人の働き場所が少ない。
- ・ 対象者像に応じた社会参加の場の創設ができていない。
- ・ 社会とつながることが難しい人が、多様な働き方ができるよう色々な受け皿があればよい。
- ・ 交流の場を活用した仕事づくりに取り組んでいくのはどうか。
- ・ 施設等の高齢者が作成している編み物等をお披露目、販売できる集いを開催してはどうか。

施策 8 地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進

現 状

生活支援体制整備事業は、平成 27 年度（2015 年度）の介護保険法の改正により地域生活支援事業に位置付けられ、地域包括ケアシステム構築を目指す中で、地域資源の把握や、地域住民による生活支援の担い手の養成、新たな地域資源の発掘・サービス開発等を行うために制度化されました。この事業では、全市域に第 1 層地域支え合い推進員を配置し、おおむね中学校区圏域ごとには第 2 層地域支え合い推進員を配置しています。

これまでの地域支え合い推進員の活動内容は、地域住民の居場所活動などの把握が中心になっており、地域で活動している人の困りごとの相談や活動支援、新たな活動の立ち上げ支援などが十分にはできていません。身近な地域で支え合いを話し合う場（第 2 層協議体）として地域発信型ネットワークにおける小地域福祉ブロック会議を位置付けていますが、地域支え合い推進員が十分に関わっていない現状もあります。

また、地域で活動する人を増やしたり、活動を通して地域にある課題に自らが気づくような働きかけをしたりするなど、地域で活動する人の発掘や地域活動リーダーとなる人材への支援の充実も必要です。

今後は地域支え合い推進員が、地区福祉委員会等の既存の会議体を含めた地域課題の解決に向けた協議の場にも参画し、社会福祉協議会や地域住民と協働できる体制づくり、様々な人を巻き込みながら地域づくりを推進していく役割を担うことが求められます。

地域支え合い推進員の活動・取組



～地域支え合い推進員の活動物語～寸劇披露
保健福祉フェアにて啓発活動

地域の活動を発信する 通信の発行



課 題

- ① 地域で活動する人の発掘や地域活動リーダーとなる人材への支援が必要である。
- ② 地域支え合い推進員と地域住民による、地域活動や地区福祉委員会等と協働した協議体のあり方と運営の見直しや、新たな活動などの社会資源開発、ネットワークづくりなど、地域支え合い推進員の人材育成による機能強化が必要である。

取組の推進方針

- ① 地域支え合い推進員と地域住民がともに、地域活動の運営に取り組みます。
 - ・地域活動を通じて、地域の活動者の発掘や、活動を始めたい人への助言、つどい場の運営等地域活動の困りごとの相談など、地域支え合い推進員による支援を強化します。
- ② 地域支え合い推進員と地域住民がともに、地域活動の運営を通して、地域づくり人材として成長できる仕組みづくりに取り組みます。
 - ・地域住民が新たに地域活動に参加できるよう、地域で活動する人の支援プログラムに取り組みます。
 - ・新たな活動の創出や、活動者同士のマッチングを中心的に行える人材の育成に取り組みます。
- ③ 地域支え合い推進員と地域住民がつながり、地域課題を共有することで、地域の中での話し合いが新たな活動展開につながるよう取り組みます。
 - ・地域で活動する人同士による、活動上の課題共有と話し合いのための交流会を開催します。
 - ・地域住民と地域支え合い推進員が出会う、地域課題の共有や社会資源の創出に向けた第2層協議体を開催します。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 既に関係のある専門職や地域住民同士で情報共有ができる仕組みを構築するとよい。
- ・ 資源（人・モノ・金）を発掘・マッチングする仕組みがあればいいのではないか。
- ・ 地域支え合い推進員や社会福祉協議会が様々な形で活動を支援していくことが望まれる。
- ・ 民生委員・児童委員や福祉推進委員以外で、地域で福祉活動をする人を増やしていくようにする必要がある。

施策 9 地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進

現 状

芦屋市地域発信型ネットワークでは、地域課題の解決のため、地域住民と専門職が協議する会議を小学校区、中学校区、全市の圏域に分けて行っています。全体の進捗管理は、市の附属機関である「芦屋市地域福祉推進協議会」において、「報告・協議・合意形成」を軸として、地域住民の活動や各分野の附属機関等から抽出された課題の整理や地域での解決のための取組等についての提案や具体的なプロジェクト化の協議などにより、小地域における福祉活動の推進のための役割を果たしています。

また、全市域を対象とした「地域ケアシステム検討委員会」では、これまで小地域における課題や取組等を整理し、専門職間連携のネットワーク等についても課題整理を行い、課題解決のための仕組みづくりの会議体として位置付けてきました。

近年、地域発信型ネットワークに位置付けている小地域福祉ブロック会議や中学校区福祉ネットワーク会議は、各小学校区域の実情にあわせて開催方法を模索してきました。しかし、各会議が充実していない現状から、会議の機能や役割の整理や運営面での見直しが必要になってきています。

地域共生社会の実現に向けた取組において、多機関協働による支援や地域づくり、参加支援といった方向性を視野に入れながら、課題解決や地域活動の活性化のため、それぞれの会議体の機能の見直しと充実を図り、地域住民や地域で活動する人、専門職等のネットワークづくりに向け取り組んでいく必要があります。

課 題

- ① 小地域福祉ブロック会議の開催状況は、地域での課題意識の差があることと、継続して取り組めていない地域があるため、会議運営を改善するなど効果的な実施を検討する必要がある。
- ② 具体的な課題解決の取組に対し、地域住民や地域で活動する人、専門職等が協働して取り組めるような体制づくりが必要である。

取組の推進方針

- ① 小学校区より小さい単位で、地域住民や地域で活動する人、専門職等が出会い、興味・関心、解決したい課題などをテーマについて話し合い、新たな何かが生み出されるプラットフォームづくりに取り組んでいきます。
 - ・小地域福祉ブロック会議を小学校区全体の会議として残しつつ、生活に身近な自治会単位程度の少人数で芦屋の地域について語り合うことのできるプラットフォームを整備していきます。
 - ・小地域福祉ブロック会議では、地域住民や地域で活動する人、専門職等のネットワークづくりと具体的な活動につなげるために必要な研修やワークショップ等を企画・開催する場として活用していきます。

- ② 全市域における地域ケアシステム検討委員会で、地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制や地域づくり、参加支援について、重層的な仕組みづくりに取り組んでいきます。
 - ・地域ケアシステム検討委員会では、市・専門職・地域住民の協働による相談支援の構築と、地域づくりに必要な具体的な取組について協議していきます。

- ③ 中学校区福祉ネットワーク会議のあり方について検討します。
 - ・施策5における地域発信型ネットワークの編成を踏まえ、中学校区福祉ネットワーク会議を他の専門職間連携の会議等と整理・調整していきます。

計画策定に関する会議等での意見

- ・小学校区の生活圏域から地域住民の声を取り入れる仕組みを大切にしていくとよい。
- ・隣人と交流を持ち、きずなを深め、ともに助け合う関係を築くことが必要だと思う。
- ・専門職が入ると活動や取組が長続きするため、地域活動の場に出向くのがよい。

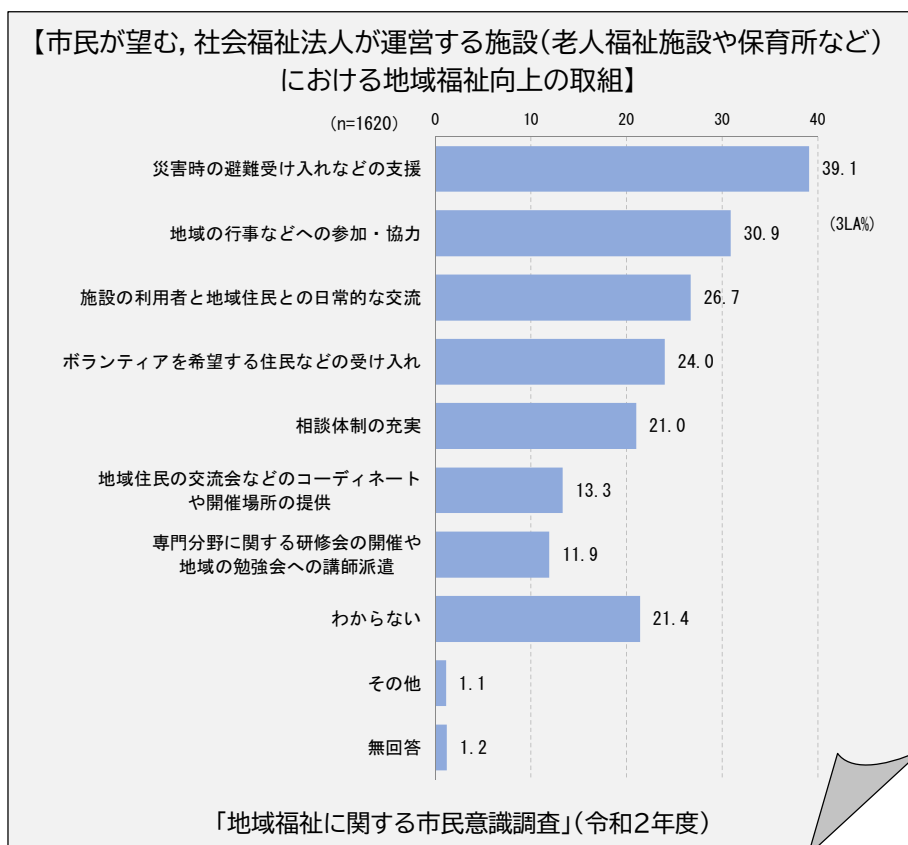
施策 10 社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進

現 状

社会福祉施設はそれぞれの地域において、それぞれの分野の専門性を活かし、施設の開放による交流の場づくりや独自の介護予防教室の開催、障がいに関する普及・啓発事業など、地域住民に向けた地域貢献活動に取り組んでおり、各専門分野においては事業所間の連携による活動が展開されていますが、分野を超えた協働には至っていません。

本市では、令和3年(2021年)3月に、芦屋市内に事業所のある20の社会福祉法人により「芦屋市社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネットあしや)」が設立されました。設立にあたって各法人にアンケート調査を実施したところ、現状の地域貢献活動以外に、地域住民の相談や地域の福祉課題の解決、地域住民とのネットワークづくりに取り組む必要性を感じているという結果でした。今後は「芦屋市社会福祉法人連絡協議会」において、市民意識調査の結果も参考にし、社会貢献の取組を検討していく予定とされています。

また、社会福祉協議会と高齢者生活支援センターが窓口となっている「協力事業者による地域見まもりネットワーク事業」では、市内の様々な業種の商店や企業等が登録し、地域での見まもり機能の役割を果たしています。今後は、社会福祉法人に限らず、広くこうした民間事業者等との協働についても検討を進めていく必要があります。



課 題

- ① 各分野の社会福祉法人が把握する福祉課題を持ち寄り，地域住民の福祉課題を共有しながら，共通する地域生活課題について解決のための協議を進める必要がある。
- ② 社会福祉法人や民間事業者等の連携による，分野を超えた地域生活課題に対応した公益的な取組や制度の狭間を支援できる資源開発などの取組を支援していく必要がある。

取組の推進方針

- ① 高齢，障がい，児童などの分野別の社会福祉法人や民間事業者等が，共通の地域生活課題について話し合う場をつくります。
 - ・ 高齢，障がい，児童などの分野別のサービス提供で寄せられる課題と地域住民が抱える福祉課題の中から共通する地域生活課題に対して，解決のための方策を検討するプラットフォームづくりを進めます。
- ② 社会福祉法人や民間事業者等が地域住民とともに，地域生活課題の解決に向けて取り組むことができる環境の整備を行います。
 - ・ 社会福祉法人や民間事業者等と地域住民が，ともに地域生活課題を共有・整理し，ネットワークの活用や協働によって，地域生活課題に向けた新たな活動等を検討，実践できる機会の創出や他機関とのコーディネートなどに取り組みます。

「社会福祉法人の地域貢献活動に関するアンケート」（令和2年（2020年）11月）

- 新たに取り組むあるいは今後取り組みたい活動内容
「地域住民等との交流やネットワークづくり」，「地域での相談窓口の設置」，「福祉学習の実施やボランティアの確保」などが多かった。
- 地域貢献活動にあたって困っていること
 - ・ ボランティアの方とのつながりが，コロナ禍によって途絶えている状況にある。
 - ・ 地域貢献活動に取り組みたいが，どれからとりかかればいいのかわからない。
 - ・ 地域貢献を行いたいが，人材の余裕と経費の捻出が行えない。

Bの推進のための主な関係課

全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり

- 6 地域福祉課，福祉センター，障がい福祉課，高齢介護課，子育て推進課，
市民参画・協働推進室，道路・公園課，青少年育成課，青少年愛護センター

地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり

- 7 地域福祉課，障がい福祉課，高齢介護課，地域経済振興課，青少年愛護センター

地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進

- 8 地域福祉課，高齢介護課，市民参画・協働推進室

地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進

- 9 地域福祉課，生活援護課，障がい福祉課，高齢介護課，子育て推進課，健康課，
市民参画・協働推進室，学校教育課

社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進

- 10 地域福祉課，監査指導課，障がい福祉課，高齢介護課，子育て推進課，
地域経済振興課

C 市民主体の地域福祉活動の推進

ボランティア活動や地域活動について、どこでどんな活動ができるのかが分からないといった声や、気軽に参加できるのならば活動してみたいといった声があります。また、既に活動しており、もっと仲間を増やしたい、新しい活動がしたいといった声もあります。

ここでは、まだボランティア活動や地域活動に参加していない人たちに対し、活動を知ってもらったり興味を持ってもらったりするような取組や、今活動している人たちが楽しく活動し続けられるような支援を展開していきます。

参加・活動の仕組みづくり	11	ボランティア活動支援と福祉学習の充実 ボランティア活動や福祉に興味を持ってもらうことで、参加の意欲を高めます。
	12	地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進 子ども・若い世代を巻き込み、楽しく参加してみたいくなる福祉活動を展開します。
	13	ちょっとした支え合いの仕組みの充実 活動機会や活動場所の拡大と、困りごとを地域で支え合える仕組みづくりを展開します。
地域への活動支援	14	身近な地域での福祉活動の推進 活動者自らが福祉課題に気づき、解決に向けた一歩を踏み出せるよう、小地域福祉活動を支援します。
	15	社会福祉協議会による活動支援機能の強化 社会福祉協議会内での人材育成や実践を通して、社会福祉協議会が市民主体の活動の推進を図ります。

施策 11 ボランティア活動支援と福祉学習の充実

現 状

社会福祉協議会では、ボランティア登録団体に対して活動に対する相談、助言、活動費助成を、市では補助金という形で支援をしていますが、ボランティア登録団体数は年々減少傾向にあります。また、コロナ禍で活動の休止や縮小を余儀なくされている団体もあります。

個人ボランティアに対しては、社会福祉協議会の把握する活動先が固定化していたり、ボランティア希望者の減少などにより、ニーズのマッチングやコーディネート機能が十分に発揮できていないのが現状です。実情としては、ひとり一役活動の枠組みによる受け入れ先がほぼ個人ボランティアの活動先となっています。

福祉学習については、車いす体験やアイマスク体験などの定着したメニューがあり、社会福祉協議会が各学校園からのニーズに応じて実施しています。ただし、学校園ごとにニーズが異なり、均等な実施にまでは至っていません。また、高校生や大学生は授業で福祉を学ぶ機会がないことが多いため、部活動等によるボランティア活動を通して、高校生以上の若い世代に広く働きかけていく必要があります。

その他、一般市民向けの福祉学習には、主なものとして手話等のボランティア養成講座や、認知症サポーター養成講座などがあります。ボランティアや福祉への興味を持つきっかけづくりや、心のバリアフリーの醸成のためにも「誰もが気軽に参加」し、「福祉に対する思いや理解を深められる」福祉学習を展開していく必要があります。

また、近年、大雨や地震等の大規模災害が多発していることから、災害ボランティアセンターの設置が進んでいます。しかしながら、コロナ禍においては地域を移動しての活動に制限がかかる可能性が高いことから、今後も広域的なボランティアの受入れが難しいと想定されます。そのため、地元での災害ボランティアの養成も求められています。

【芦屋市の地域福祉に関する自由意見・アイデア(一部抜粋)】

- 町内の掲示板などを活用し、もっとボランティアを募集したらよい。
- 学生がもっと地域のボランティアに参加しやすいようになればいい。
- 子どもたちの下校時の見守りや、一人暮らしの見守り・声かけができる人を住民から募る。
- ボランティアなどを希望する人を対象に講習会を行ってほしい。その後、できることや協力したいことが見つけ出せる可能性がある。
- 高齢化により、自治会等のボランティア活動が難しくなっている。一部の人に負担がある。

「地域福祉に関する市民意識調査」(令和2年度)

課題

- ① 市民がボランティア活動に意欲を持ち、継続して参加できるよう支援が必要である。
- ② 教育委員会や学校園と協働できる福祉学習の仕組みづくりが必要である。
- ③ 広く市民が手軽に福祉学習に参加できる仕組みが必要である。

取組の推進方針

- ① ボランティア団体や個人ボランティアの相談を受け、困りごとを解決するための支援を行います。
 - ・コロナ禍でのボランティア活動の相談や助言、活動支援に取り組みます。
 - ・ボランティア活動センター機能の整備と周知・啓発を進めます。
- ② ボランティア活動への参加につながるような、ボランティア養成講座やプログラム開発を行います。
 - ・講座等の内容や回数、時間帯を充実し、ボランティア人口を増やしていきます。
 - ・様々な年代、分野の人の意見をもとに、ボランティア養成のプログラム開発の検討を進めます。
- ③ 福祉学習に取り組みやすいよう、普及・啓発に取り組みます。
 - ・教育委員会や市内の学校園等とともに、福祉学習の普及・啓発を進めます。
 - ・既存のメニューだけでなく複数の中から選択できるよう、新たな福祉学習のメニューの作成等を行い、充実を図っていきます。
- ④ 誰もが気軽に福祉学習に参加したくなる仕組みづくりに取り組みます。
 - ・気軽に参加できる福祉学習の周知を進め、より多くの人々の参加を促進します。
 - ・ゲーム感覚で楽しめる「福祉学習ポイント」などの新たな取組の検討を進め、福祉学習に参加したくなる仕組みづくりを行います。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ボランティアの潜在人口は多いが、うまく広告・宣伝ができていないと思う。
- ・学校をうまく巻き込み、福祉の教育など、子どものうちに地域福祉を知ることが大切だ。
- ・ベルマークやリングプル集め等、簡単に協力できることから福祉に参加できたらよい。

施策 12 地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進

現 状

地域福祉アクションプログラム推進協議会は平成 24 年度（2012 年）に市民と市が協働で設置し、公民協働で市民発案の具体的活動に取り組んできました。主な活動としては、1 町に 1 台のベンチを設置することで、休憩しながらちょっとした交流の機会を持つことを目指している「わがまちベンチプロジェクト」、多くの人がスマートフォンなどの活用で、情報を発信し受信できるようになることを目指している「あしや情報発信局 玉手箱」などがあります。

他にもコロナ禍における地域活動を検討する中で、高校生ボランティアとの関わりが増加し、世代間交流の楽しさが実感できる取組が進められています。

また、市民が持つ活動のアイデアなどを自由に話し合い、すぐに実践につなげられる楽しさがあり、事務局である社会福祉協議会の支援により運営されています。

しかし、ここ数年は単発的な取組にとどまっており、活動の周知が十分ではないことと、メンバーの固定化により、新たなプロジェクトまでは立ち上がっていません。



高校生が講師役となって、シニア世代の方がたにスマートフォンの使い方を教える
スマホ講座の様子



参加イベントにおいて手話歌の
「この町がすき」を披露している様子

課 題

- ① 市民の「やりたいこと」が実現できる新たなプロジェクトを立ち上げ、活動の支援や周知・啓発により参加者を増やす必要がある。
- ② 世代や属性を問わず気軽に地域活動に参加でき、活動を通して互いに成長できる仕組みづくりが必要である。

取組の推進方針

- 1** 活動をしてみたいと思っている人が、気軽に無理なく活動を始められるよう、活動の支援ができるプラットフォームづくりを進めます。
 - ・「活動してみたい」「参加してみたい」という思いのある人が気軽に無理なく活動を始められるよう、活動支援のプラットフォームとして地域福祉アクションプログラム推進協議会を充実していきます。
 - ・一人でも多くの人々が活動に関わり、そこで出会った人たちをつなぎ、やりたいときに無理なく参加・活動できる仕組みづくりを行います。
- 2** 小中高の児童生徒やその保護者も参加した活動を充実させるため、教育委員会や学校園とも協働した活動を企画・実施していきます。
 - ・子どもたちから自然と地域福祉を身近に感じられるよう、「この町がすき」の歌を手話で広げるプロジェクトを進めていきます。
 - ・小中学校の児童生徒やその保護者たちも活動に参加・協働できるよう、教育委員会や学校園とともに、新たなプロジェクトを試行的に実施していきます。
- 3** コロナ禍におけるICTを活用したオンラインでの活動と参集型の活動を企画・実施していきます。
 - ・コロナ禍において、今までどおり直接会って交流するような活動に加え、ICTを活用したオンラインでの交流や活動を企画し、実践していきます。
- 4** 高校生や大学生など若者との協働で、情報発信や活動のPRを充実させます。
 - ・LINEやInstagramなどSNSを活用した情報発信や、活動の様子を動画で配信するなどの取組を、高校生や大学生等の若者と協働し、進めていきます。
 - ・高校生ボランティアを中心に実施しているシニア世代を対象としたスマホカフェなどを通して、より多くの人々がインターネットで情報の発信や受信ができるよう、今後も活動を進めていきます。

計画策定に関する会議等での意見

- ・活動の担い手不足に加え、参加者・担い手ともメンバーが固定化している。
- ・高校生や大学生が講師をするスマホ講座を通して、コミュニケーションの場が広がる。
- ・社会とつながることが難しい人が、多様な働き方ができるよう色々な受け皿があればよい。
- ・高齢者とのZoomによる交流会の企画開催で、多様な人が関わり発信力を高めるとよい。
- ・「この町がすき」の手話歌が広まることで、やさしいまちになってほしい。

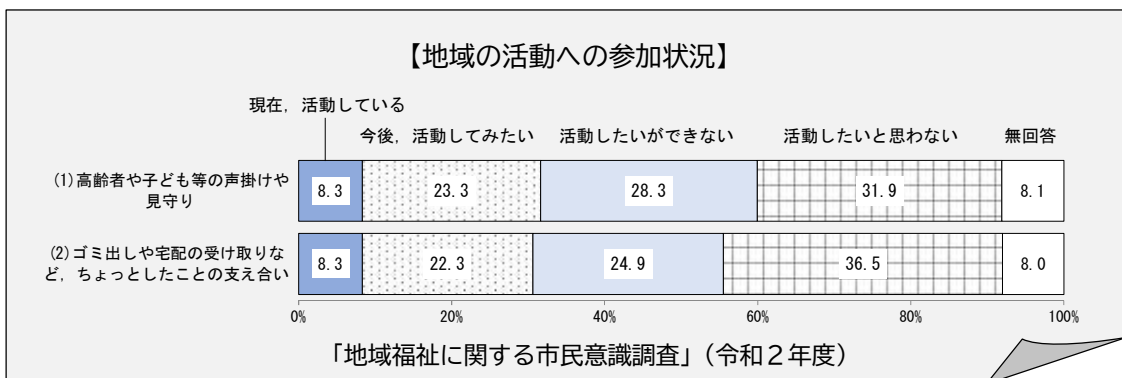
施策 13 ちょっとした支え合いの仕組みの充実

現 状

ちょっとした支え合いの仕組みとしては、ひとり一役活動推進事業があります。元々は第3次地域福祉計画策定の際の市民会議からアイデアが生まれ、地域福祉アクションプログラム推進協議会のプロジェクトとして発足しました。平成29年（2017年）4月から事業化され、ひとり一役ワーカーとして登録した人が活動に対するポイントを換金できる仕組みの有償のボランティア活動です。令和2年度（2020年度）は登録者85名、活動受入数30施設です。

登録の条件は、20歳以上の市内在住・在学・在勤ですが、ポイントが換金できるのは市内在住の人のみとなっています。

コロナ禍で活動場所（主に高齢者施設）が減少したことに伴い登録者も大幅に減少しているため、登録者の活動意欲の維持向上を図るためにも活動場所や活動機会を拡大する必要があります。今後この影響がどれだけ続くのかは予測が困難であり、新たに活動をしてみたい人もいることから、現在の受け入れ施設等以外にも目を向け、新たな協力者の確保、新たな活動の展開を検討することが必要です。



課 題

- ① 活動機会や場所の新たな開拓による、活動者のモチベーション維持と新たな活動者の獲得が必要である。
- ② ニーズに即応できるマッチングの仕組みづくりが必要である。
- ③ 登録者の交流会等による、活動意欲の維持向上と自発的活動の立ち上げ支援が必要である。

取組の推進方針

- ① ひとり一役活動推進事業における活動場所の拡大，活動内容の充実を図ります。
 - ・新たな活動場所や機会を確保するため，見守りネットワーク事業の登録事業者や「こえる場！」の参画企業・団体等，既に市とつながりのある事業者への働きかけ，活動場所等の拡大を図ります。
 - ・若い世代もひとり一役ワーカーとして活躍できるよう，気軽に参画できる仕組みづくりを検討します。
- ② 近隣同士の交流や支え合いが芽生える仕組みづくりを企画・実践していきます。
 - ・ひとり一役活動推進事業の今後の展開の一つとして，隣近所など身近な住民同士で支え合う活動について，モデル地域で企画・検討し試行的に実践していきます。
- ③ 支え合いの仕組みに参加する活動意欲の維持と意識の向上を図り，新たな支え合いの活動に発展するよう支援します。
 - ・ひとり一役ワーカー同士の交流会を持ち，つながりの輪を広げながらモチベーションの維持向上を図ります。
 - ・活動を通して支え合いの仕組みに関わった人，企業，団体同士が交流できる機会を設け，その中で新たな課題の発見や新たな活動の発案がなされるよう，自主的な活動の発展に向けた支援を行います。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 隣近所のつきあいが少ないので，声を掛けあえる関係づくりが必要である。
- ・ 「ちょっとしたできること」でひとり一役ワーカーを増やせるようにしてはどうか。
- ・ ひとり一役活動として外国語の通訳を募集し，外国籍の方にもきめ細かい支援をしてはどうか。
- ・ あいさつや回覧板の受け渡し等で顔見知りになり，関係を築いていくのはどうか。
- ・ 子どもの時からあいさつを習慣化する取組を行うのがよい。

施策 14 身近な地域での福祉活動の推進

現 状

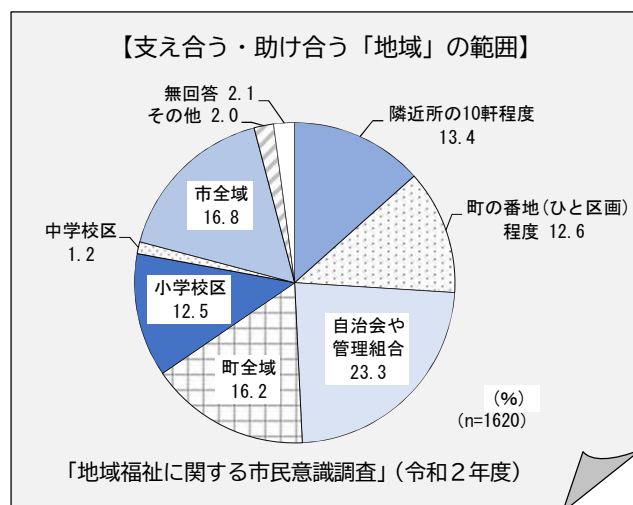
身近な地域での福祉活動として、地域住民のちょっとした生活の困りごとや福祉制度の利用に関する事など、民生委員・児童委員が同じ住民の立場で様々な相談に応じる「心配ごと相談」の活動があり、内容に応じて市や専門機関につないでいます。

また、民生委員・児童委員は、子育て応援団の運営など子育て支援の活動や日ごろの見守り活動で配慮を必要とする世帯の事例について話し合う「福祉を高める運動研究会」に取り組み、社会福祉協議会や高齢者生活支援センターなどの関係機関と連携しながら身近な地域での見守り活動を推進しています。

社会福祉協議会は、身近な地域での福祉活動の組織として、民生委員・児童委員と福祉推進委員で構成される地区福祉委員会を、おおむね小学校区ごとに9つ設置しています。地区福祉委員会は、「学ぶ・つながる・支え合う」の活動原則に基づき、高齢者のつどい事業や日ごろからの見守り活動を積極的に行っており、福祉のまちづくりを推進しています。

他の事例としては、町単位やマンション単位などで組織される自治会、老人会、子ども会、自主防災会等が協働して、住みやすい環境を目指すまちづくりの活動が行われているほか、地区福祉委員会と同様におおむね小学校区ごとに組織されているコミュニティ・スクールの活動があります。コミュニティ・スクールでは、自主的な文化・スポーツ・地域活動を通じて学校・家庭・地域の連携、よりよいコミュニティの創造や発展を目的に、地域ごとの特性を生かした多種多様な取組が進められています。

社会的孤立や暮らしていく上での課題が複雑化・複合化する中、地域で活動する人たちがそれぞれの地域活動において、困難を抱えた人や福祉的な課題に気づくことがあります。その気づきを共有し、活動する人同士あるいは専門職と連携・協働し、課題解決に向けた活動に結びつけることで、誰もが安心して生活できる地域づくりへとつながっていきます。



課題

- ① 地区福祉委員会の、課題共有や見守り活動、運営の強化に向けた支援の充実が必要である。
- ② 地域で活動をする人自らが地域課題に気づき、それを新たな地域（福祉）活動に結びつけていくための支援が必要である。
- ③ 福祉のまちづくりのため、自治会等のまちづくりの活動をする人たちとの連携が必要である。

取組の推進方針

- ① 福祉の担い手である民生委員・児童委員、福祉推進委員による見守り活動などを支援していきます。
 - ・小地域福祉活動の中核である地区福祉委員会の基盤強化を図るため、委員会に参加している者同士が課題を共有し、委員会活動の計画づくりや人材育成に重点を置いた委員会運営をサポートします。
 - ・民生委員・児童委員、福祉推進委員による見守り活動や相談支援のための福祉制度の研修・情報提供などを充実していきます。
- ② 福祉の担い手と自治会、老人会など、また市民活動の活動者、ボランティア等の様々な人たちが出会う場において、福祉課題に気づき、共有するための協議を行います。
 - ・地区福祉委員会と地域で活動する人たちが交流し、地域における活動や福祉的な課題等について協議できる場を整備していきます。
- ③ 福祉のまちづくりを進めていくため、住民の興味・関心のあるテーマを中心とした話し合いから、具体的な取組を地域で展開します。
 - ・自治会等で活動する人たちが日常生活において興味や関心を持ったテーマから、福祉的な課題に気づき、解決に向けた活動につなげるための協議を展開していけるよう支援していきます。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 民生委員・児童委員が実施している見守り活動と専門職が連携して世帯支援を行うとよい。
- ・ 地域での見守り活動で支援介入が難しい方の状況把握できる仕組みづくりが大切だと思う。
- ・ 民生委員・児童委員や自治会長などが専門機関へつなぐキーマンだと思う。

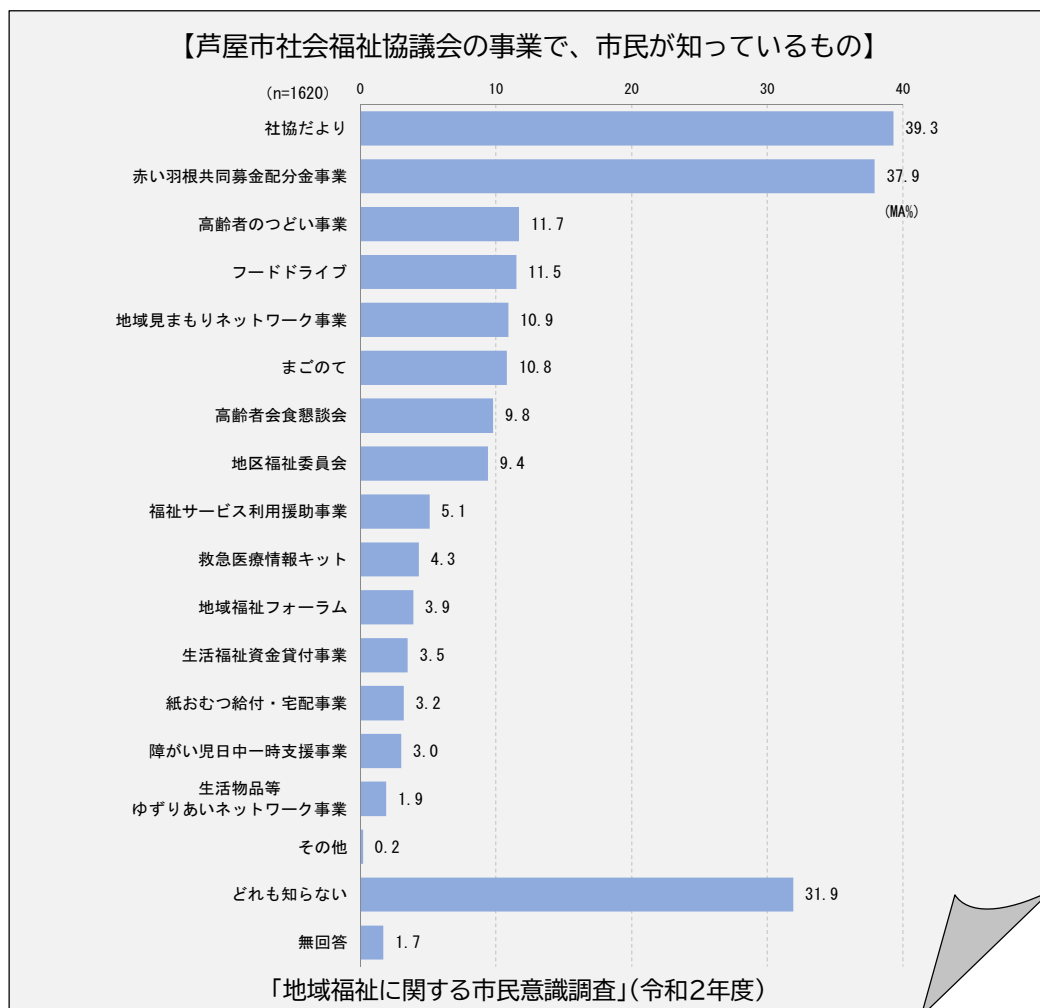
施策 15 社会福祉協議会による活動支援機能の強化

現 状

社会福祉協議会は、住民ニーズの把握から住民主体の地域活動への参加とその組織化を支援し、高齢者や障がいのある人、児童など分野別の制度では対応できない制度以外のサービスに先駆的に取り組むとともに、住民と協働で地域資源の開発や地域内の多様な組織のネットワークづくりにも取り組んできました。

また、地区福祉委員会の運営支援により、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、コミュニティソーシャルワーカーによる一人の困りごとを地域で支えるための支援も行っています。その他、ボランティア活動センターを運営し、登録グループに対する貸室の利用やボランティア助成などの支援を行っています。

社会福祉協議会以外が実施している活動支援としては、地域支え合い推進員がつどい場の活動を把握することで、福祉からまちづくりにつながる地域で活動する人への支援が行われるようになってきており、市民活動センターでは、福祉分野に限らず幅広い活動団体への支援が行われています。



課題

- ① 社会福祉協議会において、地域福祉をマネジメントできる人材育成が必要である。
- ② 社会福祉協議会の「コミュニティワーカー」と「コミュニティソーシャルワーカー」の役割や機能を強化し、支援を積み重ねていくことが必要である。
- ③ 社会福祉協議会が関わる活動主体やプラットフォームにおける課題の集約と、課題解決に向け新たに地域で活動する人が生まれるような仕組みづくりが必要である。

取組の推進方針

- ① 地域で活動する人との関係づくりから、活動支援につながるような体制づくりを行います。
 - ・社会福祉協議会内で、地域福祉をマネジメントできる人材育成として、関係づくりや地域アセスメントの大切さを改めて普及し、地域づくりを推進していきます。
 - ・地域活動や活動支援の過程などを見える化し、誰もが活動に取り組みやすくなるような体制づくりを行います。
- ② 活動支援に必要な専門知識を持つ人材を配置し、地域づくりの実践を積み上げていきます。
 - ・「コミュニティワーカー」は、積極的に地域に出向き地域づくりの取組を進めます。
 - ・「コミュニティワーカー」は、他の専門職や市職員が地域に出向き、地域住民との関係づくりができるようコーディネートします。
 - ・「コミュニティソーシャルワーカー」は、地域から寄せられる困りごとや相談ごとを拾い上げ、他の専門職と一緒に支援します。
- ③ 社会福祉協議会が関わる地域活動が福祉の領域からまちづくりの領域まで展開するよう、より多様な活動者が参画するプラットフォームへと充実させていきます。
 - ・社会福祉協議会が関わっている活動者や団体同士が関わる機会を設けるなどし、活動の幅をまちづくりにまで展開していけるような仕掛けを検討していきます。
 - ・より多様な活動者や団体が参画するプラットフォームの活動支援を充実します。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 地域活動を推進する人材が不足している。
- ・ 専門職にも地域づくりの意識を醸成させる必要があるのではないか。
- ・ 手軽に取り組める工夫により、今まで参画していなかった人の活動のきっかけをつくる。

Cの推進のための主な関係課

	ボランティア活動支援と福祉学習の充実
11	地域福祉課, 障がい福祉課, 高齢介護課, 子育て推進課, 学校教育課, 生涯学習課, 青少年育成課
	地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進
12	地域福祉課, 学校教育課
	ちょっとした支え合いの仕組みの充実
13	地域福祉課, 障がい福祉課, 高齢介護課, 子育て推進課, 市民参画・協働推進室
	身近な地域での福祉活動の推進
14	地域福祉課, 障がい福祉課, 高齢介護課, 子育て推進課, 健康課, 市民参画・協働推進室
	社会福祉協議会による活動支援機能の強化
15	地域福祉課

D 地域福祉とまちづくりの融合の推進

本市には福祉活動以外に、様々な仕事・活動をしている人がたくさんいます。仕事・活動の目的が福祉そのものでなくても、結果として地域課題の解決に結びつくこともあります。様々な世代・分野の人たちが本市に関心を持ち、本市のよりよい未来について考えてくれるような仕掛けが必要です。

また、いつ起こるか分からない災害、日々変わっていく社会に対応していきけるような地域づくり、活動のあり方をみんなで検討し、できることで参加していく意識の醸成を図っていきます。

様々な人とのつながり		地域福祉とまちづくりのネットワークづくり
	16	福祉活動とまちづくり活動の協働を目指し、様々な分野における人とのつながりづくりを進めます。
		「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化
	17	「こえる場！」における運営体制の基盤を確立し、参画企業等とのつながりをもとにした事業を新たに展開していきます。
		災害に強い安全・安心なまちづくりの推進 ※「再犯防止推進計画」
柔軟な施策展開	18	感染症を含めた災害に対応していくための仕組みづくりと、災害・防犯・更生保護等の啓発活動を推進します。
		まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進
	19	多くの人々が本市に愛着を持ち、自由に活動に参加・検討できる仕組みづくりと、福祉活動のための人材育成を進めます。
		人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり
	20	効果的な情報発信やバリアのないまちづくり等の取組を進め、持続可能な福祉施策の展開を図ります。

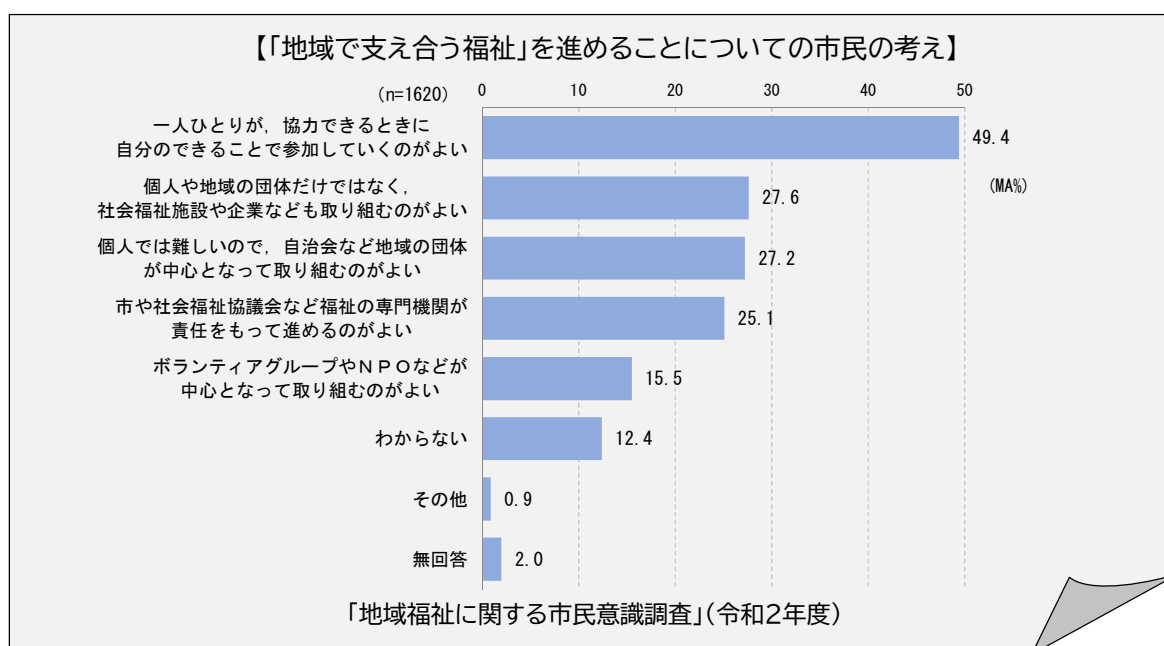
施策 16 地域福祉とまちづくりのネットワークづくり

現 状

地域福祉活動をする人と、自治会等のまちづくりの活動をする人が協働している地域では、支援が必要な人も含めた気にかけあう地域づくりができ、地域福祉活動への幅広い参加につながっています。一方で近隣同士の付き合いが少なく、互いに知り合うきっかけとなる活動やイベントなどが無い地域や、活動者同士が協働していない地域もあります。

また、地域福祉活動や自治会活動と聞くと、簡単にはできない、忙しいイメージがあるため、現役で働いている人や学生などの参加が進まず、いつも決まった人ばかりが熱心に活動している状況となり、後継者がいない問題を抱えている地域が増えています。

しかし、自主的に市民活動センター（リードあしや）などを利用して、自分の好きな活動をしたり、自分の趣味での活動が結果としてみんなのためになるような活動に結びついていたりするなど、直接地域福祉活動に参加しているつもりではなくても、結果として広く地域のためになる活動に関わっている人たちがいます。



課 題

- ① 地域福祉活動と自治会等を中心としたまちづくりの活動との連携を図り、協働を推進していく必要がある。
- ② 分野を問わず様々な活動者（団体・企業含む）との緩いつながりをも、蓄積していく必要がある。

取組の推進方針

- ① 地域福祉活動と自治会活動等との連携を図り、協働を推進します。
 - ・町内で民生委員・児童委員や福祉推進委員を中心とした地域福祉の活動者と自治会等のまちづくりの活動を行う人々が連携し、支援の必要な人への声掛けや見守り活動、イベントを企画・開催している地域にスポットを当て、上手く連携できている理由、連携することの利点等を聞き取り、その方法の横展開を図ります。
 - ・民生委員・児童委員の活動に、地域の理解と協力が得られるよう協働のきっかけづくりを行います。
- ② 分野を問わず様々な活動をする人（団体・企業含む）との緩いつながりを少しずつ蓄積します。
 - ・福祉部の職員や福祉の専門職等が、福祉分野以外で活動している人や団体から話を聞く機会をつくり、活動のヒントを得ることや、課題解決と一緒に取り組むきっかけとなるよう、緩いつながり蓄積していきます。
- ③ 福祉分野と市民活動分野とのつながりを強化します。
 - ・市民参画・協働推進室と地域福祉課が定期的な情報共有を行い、互いの強みを生かして、楽しみながら全世代の交流が生まれる活動づくりに取り組みます。
 - ・市民活動センターと社会福祉協議会や福祉の専門職等が協働することで、活動者同士が出会い、新しい企画や活動が生まれやすくなるような仕組みを検討していきます。

計画策定に関する会議等での意見

- ・地域で活動する人たちに対し、専門職自身の周知ができていないと感じる。
- ・地域で活動する人たちの間でも、互いの活動内容を知らないケースがある。
- ・地域の活動を広げていくために、企業で働く人に福祉マインドを伝えていく必要がある。
- ・領域やジャンルを超えて企業等が協力（協賛）してくれれば、地域の活動が広がる。
- ・支援の成功事例を積み上げ、横展開していくための情報共有が大切だ。

施策 17 「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化

現 状

平成 29 年度（2017 年度）から行政改革と連動したプロジェクトとして、「健康増進」「高齢者の社会参加」「全世代交流」をテーマに「こえる場！」の取組がスタートしました。地域活動を行っている企業・団体等と市がつながり、協働による地域課題の解決を目指しています。

令和 2 年度（2020 年度）現在 37 の企業団体等が「こえる場！」に参画しており、これまでの市と委託事業者等との関係を超え、取組のアイデアを実現するなど活動の展開につながることができました。

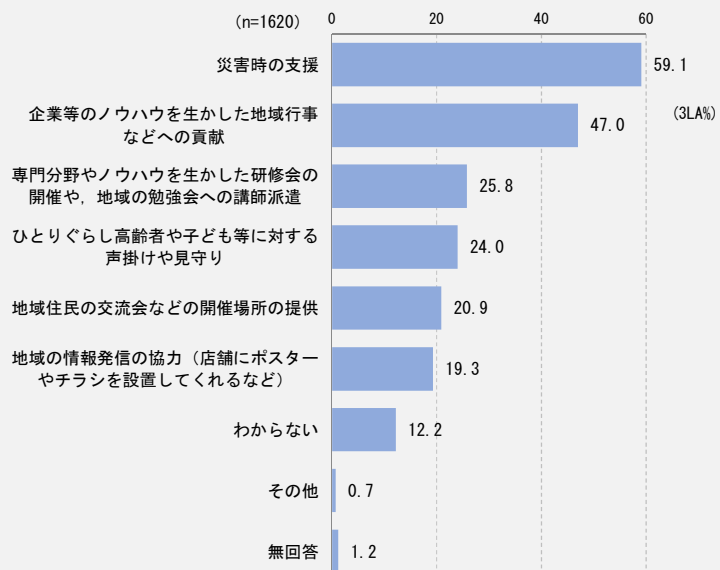
また、社会的に孤立している人が、様々な働き方をすることができる場の創出を目指し、社会福祉協議会や就労準備支援事業から参画企業・団体等へ連携を提案することにより、就労体験等の受け入れが実現した事例があります。このような実践を踏まえ、今後の事業展開や事務局運営のあり方を検討する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、今のところ具体的な今後の検討には至っていません。

一方、市が包括連携協定を締結している民間事業者等と、協働して地域を盛り上げていこうという流れがあります。連携の内容としては、子育て支援から福祉の向上に関すること、協働のまちづくりに関することなど多岐にわたり、新たな活動や取組の可能性が広がっています。

「こえる場！」とは、地域活動を行っている企業・団体等と芦屋市がつながり、「健康増進」、「高齢者の社会参加」、「全世代交流」を進め、様々なアイデアを実現していく取組です。



【市民が望む、企業や事業所における地域福祉推進への関わり方】



「地域福祉に関する市民意識調査」(令和2年度)

課題

- ① コロナ禍でも「こえる場！」の目的を達成できる手法や継続したつながりについて検討し、様々な成果を生み出す場や機会（プラットフォーム）をつくる必要がある。
- ② 地域課題の解決のための協働のあり方について、検討する必要がある。

取組の推進方針

- ① 継続的な交流の機会の設置や定期的な情報発信・集約に取り組み、多様な企業・団体等の参加を増やします。
 - ・企業・団体に向けて、継続的な交流の機会を設け、取組事例等を定期的に紹介したり集約したりすることで、地域福祉への興味・関心を維持・継続・発展できるように努めます。
 - ・まずは福祉の専門職から地域課題の解決に向けて、企業・団体等へ連携の提案ができるよう取り組みます。
- ② 地域の困りごとと「こえる場！」への参画企業・団体等をつなぐ仕組みをつくります。
 - ・「こえる場！」への参画企業・団体等が地域課題について話し合う場に参加し、地域で活動している人と直接出会うことで、地域住民と企業・団体のつながりを構築していけるような仕組みをつくります。
- ③ 「こえる場！」の位置付けを明確にし、事務局運営の体制整備を検討します。
 - ・庁内関係課で「こえる場！」の位置付けや運営体制を検討し、企業・団体等との協働や今後の展開について、よりよい形で実施していける仕組みをつくります。

計画策定に関する会議等での意見

- ・「こえる場！」を知らない人が多い。よい取組をしていても市民に届いていない。
- ・包括連携協定の企業等に「こえる場！」に参画してもらえるよう検討する。
- ・既につながっている企業等に「一緒にできること」をヒアリングしてはどうか。
- ・企業との協働は、継続していくことが難しい。
- ・福祉分野以外に様々な専門職が地域にいるはずなので、その専門職と協働したり「こえる場！」の取組を考えたりしてはどうか。

施策 18 災害に強い安全・安心なまちづくりの推進

※「再犯防止推進計画」

現 状

各地域において防災訓練や防犯パトロールの取組が行われており、市民意識調査の結果でも、防災や防犯への関心が高くなっています。また、全世代が共通して取り組める地域活動のテーマでもあります。

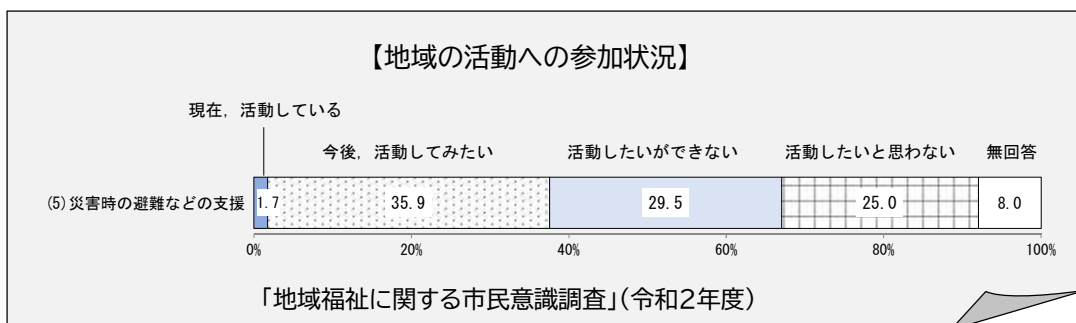
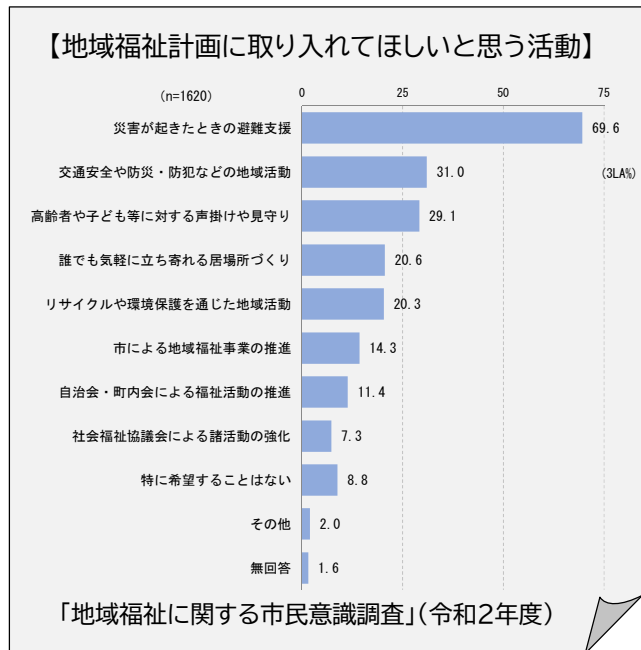
緊急・災害時における要配慮者支援の取組として、民生委員・児童委員が高齢者宅を訪問し、緊急・災害時要援護者台帳への登録を案内することで、日ごろからの関係づくりを進めています。また、この台帳をもとに作成した要配慮者名簿を活用し、受領や活用状況に地域差はありますが、地域の人たちによる要配慮者支援の取組が進められており、個別避難支援計画の策定も進めています。

近年の災害としては、新型コロナウイルス感染症の影響もその一つに挙げられます。対面での会話や外出を控えるようになり、生活様式も大きく変化しました。人との接触を伴う地域活動全体が停滞したことで、要配慮者の体力低下や孤立の問題もあります。

一方、新たな交流の形として、オンラインの活用が少しずつ広がってきています。外出控えの生活が続く中、改めて人々とのつながりや交流のあり方を考える必要があります。

防犯や交通安全の取組については、防犯教室や交通安全教室などの啓発を繰り返し行い、関係機関同士で連携した通学路点検の取組も定着しています。

また、保護司会、防犯協会、自主防災会、青少年育成愛護委員会等の団体が地道な地域活動を重ねることで、本市の安全で安心な生活環境を下支えしています。



課 題

- ① 災害に備え、地域住民が日頃から協働し、訓練の実施や見守り活動が促進されるよう、啓発や福祉の専門職との連携支援が必要である。
- ② 対面以外でつながる方法や交流できることの周知・啓発、実践により、今あるつながりを維持することが必要である。
- ③ 安全・安心なまちづくりの取組を通して、地域ぐるみで支え合う意識の醸成が必要である。

取組の推進方針

- ① 災害時支援を通じた、安全・安心なまちづくりの取組を推進します。
 - ・防災安全課，高齢介護課，障がい福祉課，地域福祉課が協働し，地域での要配慮者支援の取組が広がるよう，要配慮者名簿を活用した要配慮者支援の運用の見直しを行います。
 - ・地域での防災訓練や見守り活動が促進されるよう，防災の取組への参加が少ない世代への働きかけや支援を必要とする人への啓発，福祉の専門職への啓発や連携した取組を進めていきます。
- ② 新たな生活スタイルに応じた様々な交流の実践やICT活用促進に取り組みます。
 - ・コロナ禍でも実践されてきた地域活動の情報を集め，その取組を紹介するなどの横展開を図ります。
 - ・市内の高校生ボランティアが中心となって実践しているスマホカフェやオンライン交流会について，つながりたい人が交流の機会を持てるよう，講師役を担える人員を増やすなど，取組を促進します。
- ③ 防犯・交通安全・更生保護等に関する啓発や継続的な情報提供を通じた地域づくりを進めます。
 - ・地域で活動をする人同士の意見交換会や情報交換会等交流の場を持つことで，地域の防犯意識と協働の意識を高めます。
 - ・日ごろから子どもたちが自分の身を守ることを意識できるよう，交通安全教室や防犯教室等の啓発を継続して実施します。
 - ・更生保護に関する取組を推進していきます。（P66～67の再犯防止計画参照）

④ 安全を高める施設や設備の整備を進めます。

- ・「芦屋市通学路安全プログラム」に基づき、今後も児童生徒の登下校中の安全の確保と防犯の観点から、通学路に危険な場所はないか点検・対策を行っていきます。また、関係機関同士の連携体制を維持することで、児童生徒の安全確保の取組をさらに推進していきます。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 要配慮者名簿の活用等を含めた具体的な地域の見守り活動について話し合うべきだ。
- ・ 避難訓練を色々な場所で、ゲーム形式など楽しく工夫し、年に複数回実施するとよい。
- ・ 地域住民と専門職が普段から防災倉庫の使い方を確認し、防災意識を高めてはどうか。
- ・ 市職員は地域のイベントに顔を出すなど、災害に負けない意識づくりを実践してほしい。
- ・ 要配慮者支援の運用見直しの際には、当事者たちにその内容をしっかり伝え、声も反映してほしい。
- ・ コロナ禍における今後の地域福祉の明確な方向性を書いていないので、「集う活動」についてどう考えるかを特記してほしい。

再犯防止に向けた取組の推進方針（芦屋市再犯防止推進計画）

犯罪をした人の中には、貧困、病気、何らかの障がいや高齢等を理由に就労できないなど、様々な「生きづらさ」を抱えている場合があります。その人たちが再び犯罪をすることなく安定した生活を送るためには、再犯に走ることを思いとどまることができるような人や地域とのつながりが大切です。地域共生社会の「みんなで支え合う」「それぞれの個性を認め合う」という考えは、犯罪をした人に対しても同じです。

犯罪をした人は、反省と償いを経て、地域に帰ってきます。しかし、そこに「居場所」がなければ、再び犯罪を重ねてしまうという悪循環に陥ってしまいます。犯罪をした人の立ち直りを支えることは、犯罪や非行のない明るい社会づくりにつながります。

また、再犯防止に向けては、保護司会等の更生保護団体との連携や協働、さらには地域住民の温かい見守りが必要です。

本市は地域福祉計画の基本理念のもと、犯罪や非行からの立ち直りを支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、安心して心地よく暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

更生保護のマスコットキャラクター
ホゴちゃん

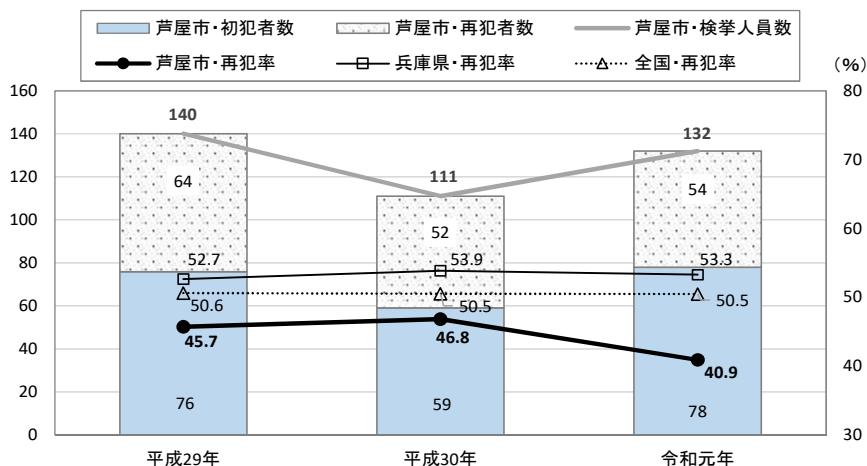


取組の推進方針

- ① 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である“社会を明るくする運動”を通じて、広く市民の方や企業・団体等への再犯防止に対する関心や理解を深められるよう取り組みます。
- ② 保護司会や更生保護女性会など更生保護団体を支援し、連携と協働を進めます。
- ③ 犯罪をした人の自立に関する相談ができることなども含め、福祉の総合相談窓口のさらなる周知に取り組みます。
- ④ 関係機関や民間の企業・団体等と連携しながら、社会復帰を求めている人たちの就労に向けた相談や、就労先・活動場所の確保等の取組を進めます。
- ⑤ 教育委員会や学校園と連携し、子どもたちや若い世代に向け、作文コンテストをはじめとする更生保護の啓発事業や企画を展開していきます。
- ⑥ 地域での見守り活動を行っている各種団体の活動を支援し、地域や社会から孤立する人がなくなるよう、つながりのあるまちづくりを進めます。
- ⑦ 庁内関係課、保護観察所、更生保護団体と定期的に情報共有や協議の場を持ち、啓発事業を中心に、連携した取組を展開していきます。

本市の刑法犯検挙人員は平成30年（2018年）に111人に減少したものの、令和元年（2019年）には132人と増加しています。再犯率は令和元年（2019年）に40.9%となっており、全国や兵庫県と比較して少ない状況です。

【刑法犯検挙人員中の再犯者数・再犯率の推移】



資料：「警察署別 犯罪統計データ」（大阪矯正管区による集計）

- 注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。
 注2 犯行時年齢が20歳以上のものを計上している。

施策 19 まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進

現 状

市民に向けた研修においては、市民活動分野におけるまちデザインラボ等の人材育成、福祉分野におけるひとり一役活動の推進、認知症サポーターの養成、権利擁護支援者の養成等、様々な人材育成や啓発事業を行っており、修了者のフォローアップ研修の機会を設け、継続的な活動のモチベーションの維持を図っているものもあります。

一方、市の計画策定の委員や審議会の委員については、会議の場での協議はあるものの、その他で相互に自由に意見を交換するような学びの機会や活動につながる機会への広がりはありません。

また、市職員には社会の変化や地域課題に応じ、様々な人と連携することや協働することを通じて地域とともにまちづくりをしていくことが求められており、実際に地域に向向いて対話をすることや、交流、協議、研修等の学びの機会が必要です。

【芦屋市の地域福祉に関する自由意見・アイデア（一部抜粋）】

- 現役を引退した人で様々な能力・技術力を持つ人は多くいるので、シルバー人材としてではなく、ボランティアで活躍できる場を用意し、気軽に参加できる機会や場があればよいと思う。
- 学生がもっと地域のボランティアに参加しやすいようになればいいと思う。
- 若い人が活躍してこそ市も街も発展する。若者が生き生きと働ける街づくりを切に願う。
- 若い人たちが住みたいと思うまちづくりが大事。
- 近隣の大学などと積極的に連携してはどうか。学生の中にも地域連携や社会・地域貢献の取組に興味がある人はいると思うし、その機会創出を市が中心となり担ってほしい。

「地域福祉に関する市民意識調査」(令和2年度)

課 題

- ① 福祉活動をする人材を増やすため、広く地域福祉の啓発に取り組む必要がある。
- ② 多世代あるいは同世代同士がつながることの大切さを理解し、試行的に継続して活動に取り組んでいけるような人材の発掘と育成が必要である。
- ③ 計画を円滑に推進できるよう、芦屋に愛着のある人たちが自由な研究的活動を通して、交流できる機会が必要である。
- ④ 市職員が制度横断的な人材に成長するため、研究的な視点を身に付けられるよう地域住民、関係団体、企業等と協働できる研修の機会を確保する必要がある。

取組の推進方針

- ① 若い世代を中心に幅広い世代が地域と関わり、ともに学ぶ取組を進めます。
 - ・ 地域活動にあまり参加できていない、20代から50代の世代を巻き込んだ交流行事やイベントを試行的に実施していきます。
 - ・ 教育機関や学生たちとも連携していくことで、若い世代の人たちが地域活動へ参加するきっかけをつくります。
 - ・ 若い世代の人たちが活動の担い手やつながりを広げる役割として、活躍できる仕組みづくりを行います。
- ② 芦屋のまちづくりに多様に関わる人たちが、自由に協議し、企画・提案等ができる場や役割を確保します。
 - ・ 研究者、コンサルタント人材、専門職、地域リーダー、民間企業、さらには市職員が自由に協議や研究活動ができる機能（場や役割）を確保します。
- ③ 市職員が市民や企業等と協働できるような人材育成の機会を確保します。
 - ・ 市職員が地域の資源や魅力を発見し、地域と協働できる人材となるよう、庁内において地域福祉の活動を周知し、市民や関係団体、企業等との協働が体験できる機会を確保します。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 認知症サポーターが活躍できるよう、具体的な取組を考えていかなければいけないと思う。
- ・ 花火や餅つきなどのイベントは世代を超えて人気なので、多世代交流のきっかけとなる。
- ・ 市内の教育関係者とつながる仕組みづくりを検討してはどうか。
- ・ 福祉をテーマにした映画会や、高齢者生活支援センター職員による講演会を開催してはどうか。
- ・ 担い手のやりがいを見出すことや、地域活動の魅力を伝えることが必要だ。

施策 20 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり

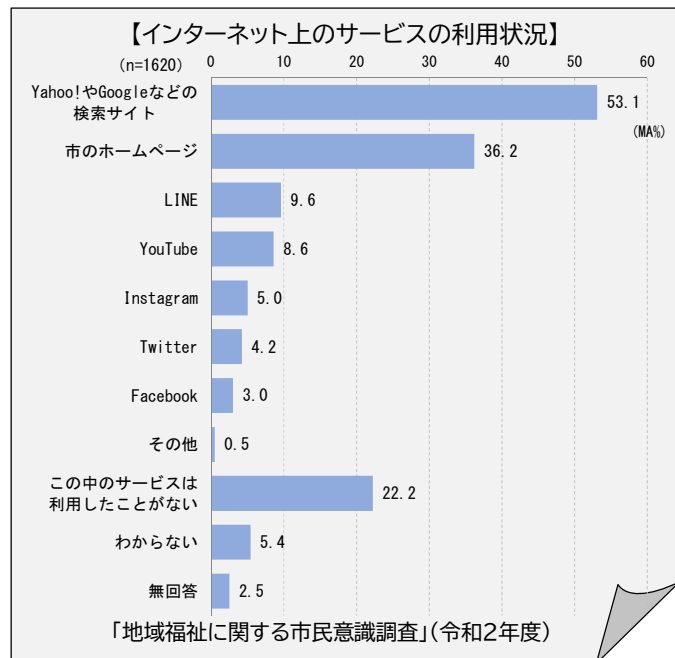
現 状

人口減少・少子高齢化が急速に進むとともに、ICT化、グローバル化など、社会の情勢が大きく変わっていく中、新たな都市のあり方が求められる時代を迎えています。

特にICT化の流れは早く、小学1年生からタブレットを使用した授業が始まったり、子どもから高齢者までスマートフォンを使っていたり、テレビではなくSNSや動画配信から情報を得ている人が増えています。

こうした人口減少や社会変化が進む中でも、あらゆる人の社会参加の機会を確保するため、誰もが暮らしやすいまちにするバリアフリーなどの取組を進めることや、多様な参加の方法を検討していく必要があります。なお、令和2年（2020年）7月に公表された「芦屋のまちづくりのための市民アンケート」では、約80%以上の人が本市に住み続けたいと回答しています。人口減少やコロナ禍によるこれまでの生活様式や活動の変革が求められる中、さらに本市を暮らしやすく魅力のあるまちにするため、一人でも多くの人たちが、何ができるかを考え、行動に移していただくことが大切です。

このように社会情勢の変化を見据えながら、あらゆる人の参加や価値創造によって、安全・安心で暮らしの魅力が高まるまちづくりが求められています。



課 題

- ① 様々な人が関わることができる仕組みを検討し、ICTの活用や情報発信力を高めるための取組を進めていく必要がある。
- ② 誰もが暮らしやすいまちづくりを進める必要がある。
- ③ 芦屋市の魅力を伝え、芦屋市に愛着のある人を育てる必要がある。
- ④ 従来型の手法にとらわれず、人と資源が地域で循環する仕組みづくりを通じた共生の文化を醸成する必要がある。

取組の推進方針

- ① 多様な人が関わり情報発信力を高める取組やICT活用促進の取組を進めます。**
 - ・実際にイベントに参加した人がそのイベントを周知したり、その様子を動画で友だちに共有したりするような取組など、情報発信・情報共有について試行的に実践し、様々な人たちが関わることのできる仕組みづくりを進めていきます。
- ② バリアのない誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます。**
 - ・道路や公園、建築物などの工事や改修の際は、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を取り入れ、誰もが外出しやすく安全で安心なまちづくりを進めます。
 - ・障がいを理由とする差別のないまちづくりに向けて、合理的配慮の提供の取組を進めます。
 - ・移動や外出の支援として、移動店舗の活用や出前型サービスの推進など日常生活の利便性を高める取組を進めます。
- ③ 地元に愛着を持つことのできる取組を進めます。**
 - ・遠くからでも芦屋を応援してもらえるよう、寄附文化を広げていきます。
 - ・地域の企業・商店・団体などが地域活動へ応援・参加し、住民側もまた、企業・商店・団体を応援するといった循環型の取組を啓発します。
- ④ 多様な手法を柔軟に取り入れ、持続可能な地域福祉活動を検討します。**
 - ・人口減少に備えた有償ボランティア活動についての検討や、地域にある課題の解決に向けたコミュニティビジネスの手法について検討していきます。
 - ・寄附金を上手く活用することで、共生のまちづくりに向けて地域福祉活動への参加者や、芦屋を応援してくれる人たちを増やしていきます。
 - ・今ある制度では対応が難しい課題解決のために、制度の枠に当てはまらない支援の方法を検討し、提供できるよう準備を進めます。

計画策定に関する会議等での意見

- ・ 地域課題をもとにしたコミュニティビジネスを検討してはどうか。
- ・ 継続して情報発信していけるような仕組みを検討できないか。
- ・ 広報紙等で地域福祉に関する記事を連載するなど、情報を発信していけないか。
- ・ 商工会の会員の店舗で、社会福祉のイベントの告知等の支援を行うことはできる。
- ・ コロナ禍の経験を今後の取組に活かしていくといった内容を、計画に盛り込めないか。

Dの推進のための主な関係課

	地域福祉とまちづくりのネットワークづくり
16	地域福祉課, 市民参画・協働推進室
	「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化
17	地域福祉課, 政策推進課, 市民参画・協働推進室
	災害に強い安全・安心なまちづくりの推進（「再犯防止推進計画」）
18	地域福祉課, 障がい福祉課, 高齢介護課, 建設総務課, 道路・公園課, 防災安全課, 学校教育課, 青少年愛護センター
	まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進
19	地域福祉課, 人事課, 市民参画・協働推進室, 生涯学習課
	人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり
20	地域福祉課, 障がい福祉課, 高齢介護課, 政策推進課, 市民参画・協働推進室, 地域経済振興課, 都市計画課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域住民、専門職、団体、企業など福祉分野に限らない多様な主体の理解と相互の連携・協力が必要となるため、重層的支援体制整備事業の実施により、庁内関係課の連携強化を図るとともに、多機関の協働推進、参加の推進及び地域づくりの推進に向けた支援体制の整備を図り、多様な主体とのつながりを広げながら地域福祉を推進していきます。

また、地域福祉の推進に中心的な役割を果たす社会福祉協議会と基本理念や地域における課題を共有し、連携・協働のもと地域福祉の推進に取り組みます。

2 計画の進行管理・評価

地域福祉部会において、計画の評価と進捗管理を年度ごとに行い、本計画を総合的に推進していきます。

また、地域福祉推進協議会において、取組の実施内容の点検を行い、社会福祉協議会の第8次地域福祉推進計画の進捗状況や、生活環境等の変化で新たに生じる課題等を踏まえ、適宜取組の方向性の確認や見直しを行います。

評価方法や評価指標については、今後、国の動向等を踏まえ検討していきます。

1 計画策定関係法令

○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には，同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は，市町村地域福祉計画を策定し，又は変更しようとするときは，あらかじめ，地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに，その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は，定期的に，その策定した市町村地域福祉計画について，調査，分析及び評価を行うよう努めるとともに，必要があると認めるときは，当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）〈抄〉

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）〈抄〉

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は，地方再犯防止推進計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを公表するよう努めなければならない。

2 計画策定の経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
令和2年（2020年） 9月17日	地域福祉部会（第1回）	・第3次芦屋市地域福祉計画中間評価 ・第4次芦屋市地域福祉計画の策定の検討
10月23日～ 12月5日	市民会議	・全3回実施
11月18日	社会福祉審議会（第2回）	・第4次芦屋市地域福祉計画の策定体制の検討
11月26日～ 令和3年（2021年） 3月26日	検討チーム検討会	・4つのチームで各4～5回実施
2月5日～ 2月26日	市民意識調査	・市民3,000人を対象に実施
3月17日	座談会	・子ども・若者へのアプローチを考える ・NEWご近所づきあいを考える
3月19日	地域福祉部会（第2回）	・各検討チームの検討状況報告
5月25日	地域福祉部会（第1回）	・第4次芦屋市地域福祉計画骨子案の検討
7月29日	地域福祉部会（第2回）	・第3次芦屋市地域福祉計画の評価 ・第4次芦屋市地域福祉計画骨子案の検討
8月18日	若者から学ぶ芦屋の未来 （若い世代との交流イベント）	・地域福祉部会が試行的に実施
9月28日	地域福祉部会（第3回）	・第4次芦屋市地域福祉計画素案の検討
10月26日	地域福祉部会（第4回）	・第4次芦屋市地域福祉計画素案の検討
11月1日	地域福祉計画推進本部幹事会	・第4次芦屋市地域福祉計画素案の検討
11月8日	地域福祉計画推進本部会	・第4次芦屋市地域福祉計画素案の検討
11月19日	社会福祉審議会（第1回）	・第4次芦屋市地域福祉計画素案の検討
12月2日	民生文教常任委員会	・第4次芦屋市地域福祉計画原案の報告
12月17日～ 令和4年（2022年） 1月25日	市民意見の募集 （パブリックコメント）	・計画原案に対する意見募集

3 規則・要綱等

芦屋市社会福祉審議会規則

平成18年4月1日

規則第48号

改正 平成30年3月23日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長は、芦屋市地域福祉計画の推進及び評価等の所掌事務を分掌させるために、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

芦屋市社会福祉審議会部会運営要領

(趣旨)

第1条 芦屋市社会福祉審議会規則(平成18年4月1日芦屋市規則48号)第4条の規定に基づき設置された部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討チーム)

第2条 部会は、地域福祉計画策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、関係者を招集し、検討チームを組織することができる。

2 検討チームの構成員は、部会の委員のうちから指名された者をもってこれに充てる。また、部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者を検討チームの構成員として指名することができる。

3 検討チームの庶務は、地域福祉を所管する課において行う。

(補則)

第3条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年11月18日から施行する。

芦屋市地域福祉計画推進本部設置要綱

平成18年9月1日

(設置)

第1条 芦屋市地域福祉計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市地域福祉計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び地域福祉計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 幹事会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、福祉部長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(本部員)
教育長
技監
企画部長
総務部長
総務部参事(財務担当部長)
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
都市建設部参事(道路・公園担当部長)
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2(第5条関係)

(幹事会委員)
企画部政策推進課長
企画部市民参画・協働推進室長
総務部文書法制課長
総務部財政課長
市民生活部環境課長
市民生活部地域経済振興課長
福祉部監査指導課長
福祉部主幹(社会福祉協議会担当課長)
福祉部主幹(地域共生推進担当課長)
福祉部福祉センター長
福祉部生活援護課長
福祉部障がい福祉課長
福祉部高齢介護課長
こども・健康部子育て推進課長
こども・健康部主幹(子育て支援担当課長)
こども・健康部主幹(子育て施設担当課長)
こども・健康部健康課長
都市建設部建設総務課長
都市建設部道路・公園課長
都市建設部防災安全課長
都市建設部都市計画課長
上下水道部水道業務課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部総務課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長

4 委員名簿

芦屋市社会福祉審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
知識経験者	佐々木 勝 一	神戸女子大学教授
	小野 セレスタ 摩耶	滋慶医療科学大学院大学准教授
	澤 田 喜 博	芦屋市医師会副会長
	平 野 隆 之	日本福祉大学大学院特任教授
	佐瀬 美 恵 子	桃山学院大学非常勤講師
市議会議員	松 木 義 昭	芦屋市議会議長
	田 原 俊 彦	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長
市民	田 中 隆 子	市民
社会福祉団体等の代表者	安 達 昌 宏	芦屋市社会福祉協議会事務局長
	東 郷 明 子	芦屋市民生児童委員協議会副会長
	大 嶋 三 郎	芦屋市老人クラブ連合会会長
	針 山 大 輔	芦屋市精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査
	杉 田 俱 子	芦屋市身体障害者福祉協会副会長
	辻 原 永 子	認知症の人をささえる家族の会あじさいの会
	納 谷 周 吾	芦屋市自治会連合会
	谷 仁	芦屋市権利擁護支援センター長
	桑 田 敬 司	芦屋市商工会副会長
	橋 野 浩 美	特定非営利活動法人あしや NPO センター事務局長
	佐 藤 アケミ	地域福祉アクションプログラム推進協議会副会長
行政関係者	谷 口 稔 彦	兵庫県西宮こども家庭センター所長
市職員	佐 藤 徳 治	芦屋市副市長
	中 山 裕 雅	芦屋市福祉部長

令和3年(2021年)10月1日現在

芦屋市社会福祉審議会地域福祉部会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
知識経験者	平 野 隆 之	日本福祉大学大学院特任教授
	澤 田 喜 博	芦屋市医師会副会長
	佐 瀬 美 恵 子	桃山学院大学非常勤講師
市民	田 中 隆 子	市民
社会福祉団体等 の代表者	安 達 昌 宏	芦屋市社会福祉協議会事務局長
	東 郷 明 子	芦屋市民生児童委員協議会副会長
	大 嶋 三 郎	芦屋市老人クラブ連合会会長
	針 山 大 輔	芦屋市精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査
	杉 田 俱 子	芦屋市身体障害者福祉協会副会長
	辻 原 永 子	認知症の人をささえる家族の会あじさいの会
	納 谷 周 吾	芦屋市自治会連合会
	谷 仁	芦屋市権利擁護支援センター長
	桑 田 敬 司	芦屋市商工会副会長
	橋 野 浩 美	特定非営利活動法人あしや NPO センター事務局長
	佐 藤 アケミ	地域福祉アクションプログラム推進協議会副会長
行政関係者	谷 口 稔 彦	兵庫県西宮こども家庭センター所長
市職員	中 山 裕 雅	芦屋市福祉部長

令和3年(2021年)10月1日現在

芦屋市地域福祉計画推進本部員名簿

氏 名	所 属 等
伊藤 舞	【本部長】市長
佐藤 徳治	【副本部長】副市長
福岡 憲助	教育長
西田 憲生	技監 都市建設部参事(道路・公園担当部長)
田中 徹	企画部長
川原 智夏	総務部長
御手洗 裕己	総務部参事(財務担当部長)
森田 昭弘	市民生活部長
中山 裕雅	福祉部長
岸田 太	こども・健康部長
辻 正彦	都市建設部長
阪元 靖司	上下水道部長
上田 剛	市立芦屋病院事務局長
北村 修一	消防長
本間 慶一	教育委員会 管理部長
井岡 祥一	教育委員会 学校教育部長
中西 勉	教育委員会 社会教育部長

芦屋市地域福祉計画推進本部幹事会委員名簿

氏 名	所 属 等
中山 裕雅	【委員長】福祉部長
山川 尚佳	【副委員長】福祉部 地域福祉課長
大上 勉	企画部政策推進課長
川口 弥良	企画部市民参画・協働推進室長
船曳 純子	総務部文書法制課長
岡崎 哲也	総務部財政課長
富松 正貴	市民生活部環境課長
森本 真司	市民生活部地域経済振興課長
篠原 隆志	福祉部監査指導課長
安達 昌宏	福祉部主幹（社会福祉協議会担当課長）
吉川 里香	福祉部主幹（地域共生推進担当課長）
細井 洋海	福祉部福祉センター長
越智 恭宏	福祉部生活援護課長
柏原 由紀	福祉部障がい福祉課長
浅野 理恵子	福祉部高齢介護課長
小川 智瑞子	こども・健康部子育て推進課長
廣瀬 香	こども・健康部主幹（子育て支援担当課長）
茶嶋 奈美	こども・健康部主幹（子育て施設担当課長）
和泉 みどり	こども・健康部健康課長
三好 一示	都市建設部建設総務課長
岡本 和也	都市建設部道路・公園課長
竿尾 博司	都市建設部防災安全課長
柴田 陽子	都市建設部都市計画課長
夏川 龍也	上下水道部水道業務課長
奥村 享央	市立芦屋病院事務局総務課長
村江 宏太	消防本部総務課長
竹内 典子	教育委員会管理部管理課長
木下 新吾	教育委員会学校教育部学校教育課長
岩本 和加子	教育委員会社会教育部生涯学習課長

5 第3次芦屋市地域福祉計画の評価まとめ

第4次地域福祉計画の策定を見据え、第3次地域福祉計画の中間年評価を行いました。直近では、令和3年度（2021年度）に令和2年度（2020年度）分の実施内容についても評価を行っています。

第3次芦屋市地域福祉計画で行ってきた事業や取組について、推進目標ごとに進めてきたことや課題を整理し、第4次芦屋市地域福祉計画へと引継いでいきます。

	推進目標	進めてきたこと	課題
1	“みんなが思いやり・支えあう福祉”への理解を広げる	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS を活用した情報発信の拡大 ・ 小中学生向け福祉学習の機会の創出 ・ 受け手側の立場に立った情報発信の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他課、他機関との連携による情報発信 ・ 福祉学習の機会不足や周知不足 ・ 福祉制度やサービスの更なる周知
2	つながりのあるコミュニティをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉複合施設を活用した居場所づくり ・ 多世代間交流の機会やきっかけづくり ・ 地区防災計画や要配慮者支援等の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動参加者の固定化や年齢層の偏り ・ コロナ禍による施設利用制限や活動の縮小 ・ 災害時要配慮者支援の取組の啓発
3	“できること・したいこと”での参加を進める	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポイント制度などの新たな参加機会の創出 ・ 通いの場づくり事業の居場所設置や運営補助 ・ コロナ禍での情報提供や施設環境整備支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍における交流のあり方 ・ 活動場所の不足や地域活動の担い手の確保 ・ 活動者や活動希望者間の交流機会の不足
4	ニーズに気づき、支援につなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談時の他部署・多機関等との連携強化 ・ 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援室の設置 ・ 一般市民向けの様々なサポーター養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら SOS を出せない人の発見、ニーズ把握、支援 ・ アウトリーチの活動 ・ 相談窓口の更なる周知
5	多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者に対する連絡会の定期実施 ・ 研修や講習などによる支援者のスキルアップ ・ 手話や要約筆記等のボランティア養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者の経験年数の低下や人員不足 ・ 困難ケースに対する他機関との連携 ・ 協力者（団体）増加のための普及と啓発
6	尊厳ある生活を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学生に対する人権啓発 ・ 成年後見制度市長申立てガイドライン作成 ・ 市民後見人の選任による後見活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業の啓発不足 ・ 潜在的虐待ケースの把握 ・ 職員の資質の向上と支援体制の確保
7	誰もが暮らしやすいまちづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的にバリアフリー化工事を遂行 ・ ヘルプマークの周知啓発 ・ 通学路点検後の要望に基づく整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー工事に係る予算や補助金の減少 ・ 各種助成制度の周知 ・ バリアフリー情報の発信
8	誰もが安心・安全に暮らせるように支える	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災マップ作り等の地域支援者への啓発 ・ 防災と福祉の連携・協働による防災訓練や事業の実施 ・ 交通安全教室や自転車安全利用の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要配慮者支援に係る運用や啓発 ・ 新型コロナウイルス感染症対応の防災訓練や避難所開設訓練 ・ 活動者の高齢化や担い手不足
9	地域福祉をみんなで進める仕組みをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等参画の機会となる「こえる場！」始動 ・ 行政だけではない地域福祉推進のための土台の検討 ・ 地域発信型ネットワーク改編の試行的実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な主体との連携や協働のあり方の検討 ・ 市民活動と福祉活動との協働 ・ 地域生活支援拠点の安定的稼働のための支援 ・ 地域発信型ネットワークの機能整理・再構築

6 検討チームからの意見まとめ

令和2年（2020年）11月から令和3年（2021年）3月にそれぞれのチームで4～5回かけて行ってきた検討チームでの協議内容は、下記のとおり意見がまとまりました。

第4次地域福祉計画においては、それらの意見も踏まえ、20施策を展開していきます。

※「第4次計画への展開」の欄には、より関連の深い施策No.を記載しています。

検討項目	検討チームでの意見	第4次計画への展開
重層的な支援体制にむけての 既存事業・体制の見直し	<p><生活困窮者自立支援制度+権利擁護支援制度について></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者支援の充実が必要 身近な地域で相談できたり見守りなどがあるとよい 各機関の連携による総合相談支援体制の構築が必要 社会とつながりにくい人の社会参加の場の創出が必要 さらなる権利擁護支援の充実が必要 	<p>→A1 →A1 →A1・3・4 →A1, B7・8 →A2</p>
	<p><生活支援体制整備事業について></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い推進員の役割や活動を啓発していく必要がある 地区福祉委員会等への地域支え合い推進員の主体的参画が必要 自治会と民生委員等が連動できる仕組みの開発が必要 圏域ごとの専門職の協働を推進することが必要 地域発信型ネットワークの各会議体の連動、運営方法を再検討が必要 	<p>→B8 →B8・9, C14・15 →B8・9, C14・15, D16 →B9 →C14・15</p>
市民参加による行政・専門職 との協働活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> プラスワン事業、居場所バンク設立など居場所を増やす取組が必要 専門職、見守りネット事業や「こえる場！」の参画事業者、学生たちが交流し、情報共有できる仕組みづくりが必要 認知症サポーターへのアプローチや養成講座の充実が必要 教育委員会との協働やポイント制度により福祉学習を充実させてはどうか ICT活用のための支援による多世代交流は継続するべき アクションのプロジェクトで子ども・保護者向けの活動が必要 10世帯単位のモデル地区でNEWご近所づきあいを検討してはどうか 災害時の情報伝達、緊急・災害時要援護者台帳等の見直し、地域支援者が協力し合える体制づくりが必要 	<p>→B6 →B6・9, D17 →C11, A2 →C11 →C12, D20 →C12 →C13 →D18</p>
多様な主体の参加につながる まちづくりの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 交流の場を活用したしごとづくりが必要 社会とのつながりが困難な人が、多様な働き方ができるようなプログラムづくりの継続的な検討が必要 専門職の地域づくりの意識醸成が必要 困りごとを発信し協働できる仕組みとして、既存のネットワークの充実と高校生、大学生、教育委員会との協働が必要 みんながICTを使えるような取組が必要 ちょっとしたことで、ひとり一役活動への参加が増やせないか 地域福祉の推進者を探して増やすため、多様な人の参加による情報共有・学習の機会づくり、活動者の支援体制づくりが必要 地域の困りごとと「こえる場！」への参画企業等がつながる仕組みづくりが必要 多様な人が関わり発信力を高める取組や多様な組織への継続した情報提供が必要 	<p>→B6・7 →B6・7, D17 →B9, A3, D19 →B9, D19 →C12, D20 →C13 →D16・19, C11 →D17, B10 →D20</p>

7 用語の説明

あ行

- ◆ICT (Information & Communication Technology)
「情報通信技術」の意。インターネットなどの通信技術を活用し、デジタル化された情報によるコミュニケーション
- ◆アウトリーチ
相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けた仕組みづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。
- ◆SDGs (Sustainable Development Goals)
平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。
- ◆SNS (Social Networking Service)
インターネット上で社会的なネットワークを生み出すサービスを指し、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス
- ◆インフォーマル支援者
法律や制度に基づいて行われる公的なサービス(フォーマルサービス)に対し、制度外で支援する活動や事業(インフォーマルサービス)を行うボランティアグループやNPOや、家族・親族、近所の人など。
- ◆NPO (Non-Profit Organization)
「非営利組織」の意。様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)において、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体をNPO法人(特定非営利活動法人)と呼ぶ。

か行

- ◆権利擁護支援システム推進委員会
高齢者及び障がいのある人の虐待及びその他の権利侵害の防止策、高齢者・障がいのある人の権利を守るための支援策及び権利擁護支援センターの機能を含めた地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行うために設置された組織
- ◆権利擁護支援者養成研修
誰もが地域で自分らしく暮らすために必要な支援の一つである権利擁護支援の担い手を養成するために権利擁護支援センターが主催する研修
- ◆権利擁護支援センター
保健福祉センター内にある高齢者・障がいのある人などの権利擁護に関する相談か

ら支援までを一元的、専門的に対応する機関

◆合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては対応に努めること）が求められるもの。

◆高齢者生活支援センター

地域の高齢者への総合的な支援を行う機関。本市では地域包括支援センターの名称を「高齢者生活支援センター」とし、市内4か所に設置している。

◆コミュニティ・スクール（通称コミスク）

小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的な文化活動・スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。

◆コミュニティソーシャルワーカー

高齢者や障がいのある人、子育て中の親など援助を要する人を対象に、相談、見守り、福祉サービスへのつなぎなどを行う相談員のこと。英語の頭文字をとってCSWとも言う。

さ行

◆自立支援協議会

障がいのある人の自立した地域生活を支援するため、障がい福祉に関するシステムづくりや関係機関のネットワークの構築などについて、福祉、雇用、教育、医療等の分野の関係者や障がい者団体等が参加し、協議を行うことを目的として設置された組織

◆生活困窮者自立支援推進協議会

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するために設置された組織

◆生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な困窮や社会的孤立の状態にある人などを対象に、一人ひとりの困りごとや不安の相談に応じて、支援プランを一緒に考え、安定した生活に向けて仕事や住まいなど様々な面での支援を行う事業

◆社会福祉協議会

地域福祉の推進役として昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づき設置された、営利を目的としない公益性の高い民間組織であり、住民や福祉団体、施設、関係機関と協力し合い、一緒に活動をしたり、活動を応援したりする役割を担い、地域の要望にあわせたさまざまな福祉サービスも行う。

◆成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3制度がある。中でも援助者が一般市民の場合を「市民後見人」、法人が援助者の場合を「法人後見」という。

◆創生総合戦略

少子高齢化の進展への対応や、東京圏への人口集中の是正のために制定されたまち・ひ

と・しごと創生法に基づき、芦屋市では平成 28 年（2016 年）3 月に「芦屋市創生総合戦略（芦屋市人口ビジョン・芦屋市総合戦略）」を策定

た行

◆ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

◆地域共生社会

福祉を担い手側と受け手側に分けるのではなく、地域のあらゆる住民が「我が事」として主体的に取り組むとともに、各制度に基づいて提供されてきた福祉サービスを「丸ごと」に転換することで、地域包括ケアが深化された社会

◆地域発信型ネットワーク

地域での福祉課題を早期に発見し、課題解決に向けた取組を進めるため、自治会などの地域住民や民生委員・児童委員、行政、専門職、関係団体による情報共有・連携強化を目的とする会議を開催したり、課題解決に向けた具体的な取組を進めるシステム。事務局は社会福祉協議会が担う。

◆地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立した生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、住まい・医療・介護予防・生活支援を一体的に提供する仕組み

◆地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るために設置された組織

◆地域密着型サービス運営委員会

介護保険法に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するにあたり、関係者の意見を反映させ、学識経験を有する者の知見の活用を図るために設置された組織

◆地区福祉委員会

民生委員・児童委員と福祉推進委員が定期的に見守り情報を共有したり、地区における活動のほか、地区だよりを発行するなどの活動を行う会議体

◆トータルサポート機能

本市の地域福祉課にトータルサポート係を設置し、各種制度の対象とならない人への支援を保健師の専門性を活かして実践する仕組み

は行

◆8050 問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

◆パブリックコメント

市の施策の策定にあたり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続き

◆福祉サービス利用援助事業

判断能力の低下により、福祉サービスを選ぶことができないまたは利用料が支払えない人に自分で福祉サービスを選び、利用しながら安心して地域で暮らせるように、社会福祉協議会が「福祉サービスの利用を援助する」ための事業

◆福祉推進委員

社会福祉協議会から委嘱された地域福祉を推進する活動を行う人。地域の見守りや高齢者の生きがいづくり活動など自主的な活動を行いながら、福祉のまちづくりを推進している。

◆プラットフォーム

地域福祉を多くの市民、団体、事業者、関係機関、市などの参加と協働を進めていく上で、誰もが対等な立場で参加し、話しあいや協働を進めるためのテーブルをイメージしているもの。

◆ボランティア活動センター

保健福祉センター内にあるボランティア活動を「必要としている人」と「活動している人（団体）」、「活動したい人」のコーディネートを行う機関。また、ボランティアに関する相談窓口として、様々な情報などを集め、ボランティア活動を支援している。

ま行

◆民生委員・児童委員

地域の中から選ばれ、自治体の推薦会を経て厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。自らも地域住民の一員として、地域を見守り、地域の身近な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役も担う。

や行

◆ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護や世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども

◆ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）

◆要配慮者

乳幼児、障がいのある人、病人、高齢者、妊婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難な人

◆要保護児童対策地域協議会

児童虐待や非行等、0歳から18歳未満の子どもとその家庭に関わる問題や養育支援が必要な妊婦等について、法律に基づき、関係機関などの連携により適切な支援を図

る組織

第 4 次 芦 屋 市 地 域 福 祉 計 画

令和4年3月

発行：芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

TEL：0797-38-2153

FAX：0797-38-2160

芦屋市ホームページ URL：<http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編集：芦屋市福祉部地域福祉課
